教材の利用について：このPDFは、利用者本人の個人学習目的で保存・印刷して利用できます。法令上認められる場合を除き、PDFまたは印刷物の第三者への配布・販売、問題・選択肢・解説の転載・流用、塾・講座・研修等での無断利用はできません。詳細は利用規約をご確認ください。https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0001 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『高圧ガスによる災害を防止するため、製造・貯蔵・販売・移動その他の取扱い等を規制するとともに、自主保安活動を促進し、公共の安全を確保すること。』
B『高圧ガスを扱う事業を国営化し、民間事業者の自主活動を禁止すること。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「法の目的を構成する要素を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「法の目的を構成する要素を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第1条は、規制だけでなく民間事業者等の自主保安活動の促進も通じて公共の安全を確保することを目的としている。 一方、Bは不適切である。むしろ民間事業者等による自主的な保安活動を促進することが明記されている。

イ：誤り。Bは採用できない。むしろ民間事業者等による自主的な保安活動を促進することが明記されている。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第1条は、規制だけでなく民間事業者等の自主保安活動の促進も通じて公共の安全を確保することを目的としている。

ウ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。むしろ民間事業者等による自主的な保安活動を促進することが明記されている。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第1条は、規制だけでなく民間事業者等の自主保安活動の促進も通じて公共の安全を確保することを目的としている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス保安法は、製造・貯蔵・販売・移動・消費や容器の製造・取扱いを規制し、自主保安も促進することで災害を防止し公共の安全を確保する法律である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『圧縮ガスは温度に関係なく、容器に入っていれば必ず高圧ガスとなる。』
B『35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガスは、現在の温度で1MPa未満でも高圧ガスに該当し得る。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「一般の圧縮ガスの高圧ガス該当基準を判定する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「一般の圧縮ガスの高圧ガス該当基準を判定する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aは採用できない。容器に入っていることだけで高圧ガスとなるのではなく、法定の圧力条件で判定する。 Bは適切である。法第2条第1号は、現在の温度で圧力1MPa以上のものに加え、35℃で圧力1MPa以上となる圧縮ガスも対象とする。

イ：正しい。Bは適切である。法第2条第1号は、現在の温度で圧力1MPa以上のものに加え、35℃で圧力1MPa以上となる圧縮ガスも対象とする。 一方、Aは不適切である。容器に入っていることだけで高圧ガスとなるのではなく、法定の圧力条件で判定する。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。容器に入っていることだけで高圧ガスとなるのではなく、法定の圧力条件で判定する。

エ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第2条第1号は、現在の温度で圧力1MPa以上のものに加え、35℃で圧力1MPa以上となる圧縮ガスも対象とする。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。一般の圧縮ガスは、現在の温度で圧力1MPa以上であるもの、または35℃で圧力1MPa以上となるものが法上の高圧ガスに含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0003 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『現在の温度で0.2MPa以上、または15℃で0.2MPa以上となるものが対象となる。』
B『0.2MPa基準は用いるが、基準温度を35℃として判定する。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「圧縮アセチレンの特別な判定基準を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「圧縮アセチレンの特別な判定基準を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。圧縮アセチレンの法定基準温度は15℃であり、35℃ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。圧縮アセチレンには一般の圧縮ガスとは異なる低い圧力基準が設けられ、15℃基準も用いられる。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。圧縮アセチレンの法定基準温度は15℃であり、35℃ではない。

ウ：正しい。Aは適切である。圧縮アセチレンには一般の圧縮ガスとは異なる低い圧力基準が設けられ、15℃基準も用いられる。 一方、Bは不適切である。圧縮アセチレンの法定基準温度は15℃であり、35℃ではない。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。圧縮アセチレンには一般の圧縮ガスとは異なる低い圧力基準が設けられ、15℃基準も用いられる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。アセチレンは分解爆発等の危険性を踏まえ、圧縮ガスの一般基準とは別に、0.2MPa・15℃を用いる基準が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『圧力が0.2MPaとなる温度が35℃を超える場合に限り該当する。』
B『現在の温度で圧力0.2MPa以上であるもの、または圧力が0.2MPaとなる温度が35℃以下であるものが該当する。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「液化ガスの高圧ガス該当基準を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「液化ガスの高圧ガス該当基準を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。基準は35℃以下である。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第2条第3号は、一般の液化ガスについて0.2MPaと35℃を組み合わせた判定基準を定めている。

ウ：誤り。Aは採用できない。基準は35℃以下である。 Bは適切である。法第2条第3号は、一般の液化ガスについて0.2MPaと35℃を組み合わせた判定基準を定めている。

エ：正しい。Bは適切である。法第2条第3号は、一般の液化ガスについて0.2MPaと35℃を組み合わせた判定基準を定めている。 一方、Aは不適切である。基準は35℃以下である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。液化ガスは蒸気圧と温度の関係で扱われるため、現在圧力だけでなく、0.2MPaに達する温度が35℃以下かどうかも判定材料となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0005 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『液化シアン化水素・液化ブロムメチル・液化酸化エチレン』
B『液化アンモニア・液化塩素・液化硫化水素』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「政令で定める液化ガスを識別する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「政令で定める液化ガスを識別する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。施行令第1条は、この3種類を法第2条第4号の政令で定める液化ガスとして列挙している。 一方、Bは不適切である。これらは有害性等を持つ代表的ガスだが、施行令第1条の列挙とは異なる。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。これらは有害性等を持つ代表的ガスだが、施行令第1条の列挙とは異なる。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。施行令第1条は、この3種類を法第2条第4号の政令で定める液化ガスとして列挙している。

エ：誤り。Bは採用できない。これらは有害性等を持つ代表的ガスだが、施行令第1条の列挙とは異なる。 Aは適切であるため修正対象ではない。施行令第1条は、この3種類を法第2条第4号の政令で定める液化ガスとして列挙している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。特殊な液化ガスについては一般の液化ガスとは異なる定義規定があり、施行令第1条の列挙を正確に区別する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『液化ガスとして0.2MPaとなる温度を確認して判定する。』
B『35℃で1MPa以上となるため、高圧ガスに該当する。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「現在圧力と基準温度の二つの判定経路を使い分ける」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「現在圧力と基準温度の二つの判定経路を使い分ける」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。設問は圧縮ガスであり、液化ガスの判定基準を用いるのは誤りである。

イ：正しい。Bは適切である。一般の圧縮ガスは、現在の圧力が1MPa未満でも、35℃で1MPa以上となれば定義に該当する。 一方、Aは不適切である。設問は圧縮ガスであり、液化ガスの判定基準を用いるのは誤りである。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般の圧縮ガスは、現在の圧力が1MPa未満でも、35℃で1MPa以上となれば定義に該当する。

エ：誤り。Aは採用できない。設問は圧縮ガスであり、液化ガスの判定基準を用いるのは誤りである。Bは適切である。一般の圧縮ガスは、現在の圧力が1MPa未満でも、35℃で1MPa以上となれば定義に該当する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。法第2条の定義問題では、ガスの状態と種類を先に特定し、その後に対応する圧力・温度基準を適用することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0007 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『15℃で0.2MPa以上となるため、高圧ガスに該当する。』
B『現在圧力が0.2MPa未満なので、必ず適用外である。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「圧縮アセチレンの温度基準を事例に適用する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「圧縮アセチレンの温度基準を事例に適用する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。現在圧力に加えて15℃基準があるため、この結論は誤りである。

イ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。圧縮アセチレンは15℃で0.2MPa以上となる場合も定義に該当する。

ウ： 正しい。Aは適切である。圧縮アセチレンは15℃で0.2MPa以上となる場合も定義に該当する。一方、Bは不適切である。現在圧力に加えて15℃基準があるため、この結論は誤りである。

エ： 誤り。Bは採用できない。現在圧力に加えて15℃基準があるため、この結論は誤りである。 Aは適切であるため修正対象ではない。圧縮アセチレンは15℃で0.2MPa以上となる場合も定義に該当する。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。圧縮アセチレンは一般の圧縮ガスより低い圧力で法の定義に入り得る。温度基準が15℃である点も頻出の識別事項である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『15℃で0.2MPa以上かどうかを確認して初めて判定できる。』
B『0.2MPaとなる温度が35℃以下なので、高圧ガスに該当する。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「液化ガスの温度基準を事例に適用する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「液化ガスの温度基準を事例に適用する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般の液化ガスは現在圧力が0.2MPa未満でも、0.2MPaとなる温度が35℃以下であれば定義に該当する。

イ： 誤り。Aは採用できない。15℃基準は圧縮アセチレンに関するものである。 Bは適切である。一般の液化ガスは現在圧力が0.2MPa未満でも、0.2MPaとなる温度が35℃以下であれば定義に該当する。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。15℃基準は圧縮アセチレンに関するものである。

エ： 正しい。Bは適切である。一般の液化ガスは現在圧力が0.2MPa未満でも、0.2MPaとなる温度が35℃以下であれば定義に該当する。 一方、Aは不適切である。15℃基準は圧縮アセチレンに関するものである。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。液化ガスの定義では、蒸気圧が0.2MPaに達する温度と35℃の関係が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0009 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『一般圧縮ガスは1MPa・35℃、圧縮アセチレンは0.2MPa・15℃、一般液化ガスは0.2MPaと35℃の関係を基本に判定する。』
B『液化ガスは容器内容積だけで判定し、圧力と温度は考慮しない。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「複数のガス定義を比較して誤適用を避ける」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「複数のガス定義を比較して誤適用を避ける」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。それぞれのガス状態・種類ごとに異なる圧力・温度基準が定められている。 一方、Bは不適切である。液化ガスも圧力・温度条件で定義される。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。それぞれのガス状態・種類ごとに異なる圧力・温度基準が定められている。

ウ：誤り。Bは採用できない。液化ガスも圧力・温度条件で定義される。 Aは適切であるため修正対象ではない。それぞれのガス状態・種類ごとに異なる圧力・温度基準が定められている。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。液化ガスも圧力・温度条件で定義される。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。定義問題は数字の暗記だけでなく、「一般圧縮」「圧縮アセチレン」「液化」の3区分を先に切り分けると誤答を防ぎやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：基礎

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『一般住宅の不動産登記』
B『容器の製造及び取扱い』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「容器規制も法目的に含まれることを理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「容器規制も法目的に含まれることを理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第1条は高圧ガスそのものの取扱い等に加え、容器の製造及び取扱いも規制対象として明記している。

イ：正しい。Bは適切である。法第1条は高圧ガスそのものの取扱い等に加え、容器の製造及び取扱いも規制対象として明記している。 一方、Aは不適切である。不動産登記は高圧ガス保安法の目的規定とは無関係である。

ウ：誤り。Aは採用できない。不動産登記は高圧ガス保安法の目的規定とは無関係である。 Bは適切である。法第1条は高圧ガスそのものの取扱い等に加え、容器の製造及び取扱いも規制対象として明記している。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。不動産登記は高圧ガス保安法の目的規定とは無関係である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器は高圧ガスを安全に保持・移動するための重要な要素であり、法は容器の製造・取扱いにも規制を及ぼしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0011 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『一般の圧縮ガスが35℃で1.1MPaとなるなら、現在の圧力が1MPa未満でも高圧ガスに該当し得る。』
B『圧縮アセチレンは35℃で1MPa未満なら、15℃での圧力にかかわらず適用外である。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「高圧ガスの定義を複合事例から選択する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「高圧ガスの定義を複合事例から選択する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般圧縮ガスには35℃で1MPa以上となる場合を含む基準がある。

イ： 誤り。Bは採用できない。圧縮アセチレンは15℃・0.2MPaの基準で判定する。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般圧縮ガスには35℃で1MPa以上となる場合を含む基準がある。

ウ： 正しい。Aは適切である。一般圧縮ガスには35℃で1MPa以上となる場合を含む基準がある。一方、Bは不適切である。圧縮アセチレンは15℃・0.2MPaの基準で判定する。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。圧縮アセチレンは15℃・0.2MPaの基準で判定する。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。数値基準は種類ごとに対応関係を保って覚える必要がある。圧縮一般・圧縮アセチレン・液化を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012 1-1 法の基本・適用範囲 > 目的・定義・高圧ガスの範囲 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『自主保安は法律の対象外であり、行政規制だけで公共の安全を確保する仕組みである。』
B『法規制と並び、民間事業者及び高圧ガス保安協会による保安の自主的活動を促進することが目的規定に含まれる。』
目的・定義・高圧ガスの範囲について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「自主保安促進の位置づけを理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「自主保安促進の位置づけを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aは採用できない。法第1条に自主的活動の促進が明記されている。 Bは適切である。法第1条は行政規制だけでなく、自主的な保安活動の促進も目的達成の手段としている。

イ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法第1条に自主的活動の促進が明記されている。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第1条は行政規制だけでなく、自主的な保安活動の促進も目的達成の手段としている。

エ： 正しい。Bは適切である。法第1条は行政規制だけでなく、自主的な保安活動の促進も目的達成の手段としている。 一方、Aは不適切である。法第1条に自主的活動の促進が明記されている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス保安法は、行政による規制と民間の自主保安を組み合わせて災害防止・公共安全を図る体系である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0013 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気』
B『販売業者が容器で販売する高圧ガス』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「法第3条の適用除外を識別する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「法第3条の適用除外を識別する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第3条第1号は、高圧ボイラー及びその導管内の高圧蒸気を適用除外としている。 一方、Bは不適切である。販売に係る高圧ガスは法の規制対象であり、一律の適用除外ではない。

イ： 誤り。Bは採用できない。販売に係る高圧ガスは法の規制対象であり、一律の適用除外ではない。Aは適切であるため修正対象ではない。法第3条第1号は、高圧ボイラー及びその導管内の高圧蒸気を適用除外としている。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。販売に係る高圧ガスは法の規制対象であり、一律の適用除外ではない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第3条第1号は、高圧ボイラー及びその導管内の高圧蒸気を適用除外としている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。法第3条の適用除外は、他の安全法体系等で規制される特定の場所・設備内の高圧ガスなどを列挙している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『高圧ガスの種類が不活性ガスの場合だけ適用除外となる。』
B『法第3条の適用除外に掲げられている。』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「鉄道車両に関する適用除外を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「鉄道車両に関する適用除外を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。法第3条第2号は不活性ガスに限定していない。 Bは適切である。鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガスは、法第3条第2号の適用除外である。

イ： 正しい。Bは適切である。鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガスは、法第3条第2号の適用除外である。 一方、Aは不適切である。法第3条第2号は不活性ガスに限定していない。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法第3条第2号は不活性ガスに限定していない。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガスは、法第3条第2号の適用除外である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。適用除外問題では、まず法第3条の列挙対象かを確認し、高圧ガスの一般定義だけで結論を出さないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0015 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『高圧ガス保安法第3条の適用除外に該当する。』
B『販売目的で積載していれば、必ず船内設備も第一種製造者の許可対象となる。』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「船舶内の高圧ガスの適用除外を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「船舶内の高圧ガスの適用除外を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。積載目的だけで法第3条の適用除外を否定する説明は不適切である。 Aは適切であるため修正対象ではない。船舶安全法の適用を受ける船舶内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条で適用除外とされている。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。積載目的だけで法第3条の適用除外を否定する説明は不適切である。

ウ：正しい。Aは適切である。船舶安全法の適用を受ける船舶内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条で適用除外とされている。 一方、Bは不適切である。積載目的だけで法第3条の適用除外を否定する説明は不適切である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。船舶安全法の適用を受ける船舶内の高圧ガスは、高圧ガス保安法第3条で適用除外とされている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス保安法は、船舶安全法など別の安全規制体系との役割分担を考慮して一定の高圧ガスを適用除外としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：応用

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『鉱山にある高圧ガスは、第一種ガスだけが適用除外となる。』
B『鉱山保安法上の鉱山に所在し、鉱業を行うための設備のうち政令で定めるものに係る高圧ガスが対象となる。』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「鉱山における適用除外の限定性を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「鉱山における適用除外の限定性を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。第一種ガスという区分だけで適用除外を決める規定ではない。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第3条は、鉱山にある高圧ガスを無条件に除外するのではなく、鉱業用設備で政令指定されたものに限定している。

ウ：誤り。Aは採用できない。第一種ガスという区分だけで適用除外を決める規定ではない。 Bは適切である。法第3条は、鉱山にある高圧ガスを無条件に除外するのではなく、鉱業用設備で政令指定されたものに限定している。

エ：正しい。Bは適切である。法第3条は、鉱山にある高圧ガスを無条件に除外するのではなく、鉱業用設備で政令指定されたものに限定している。 一方、Aは不適切である。第一種ガスという区分だけで適用除外を決める規定ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。適用除外には対象範囲の限定がある。鉱山については「鉱業を行うための設備」かつ「政令で定めるもの」という条件を確認する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0017 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：基礎

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『窒素』
B『アセチレン』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「一般則の不活性ガスの定義を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「一般則の不活性ガスの定義を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。一般則は、窒素をヘリウム、ネオン、アルゴン、二酸化炭素等とともに不活性ガスとして定義している。 一方、Bは不適切である。アセチレンも可燃性ガスであり、不活性ガスではない。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。アセチレンも可燃性ガスであり、不活性ガスではない。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般則は、窒素をヘリウム、ネオン、アルゴン、二酸化炭素等とともに不活性ガスとして定義している。

エ：誤り。Bは採用できない。アセチレンも可燃性ガスであり、不活性ガスではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般則は、窒素をヘリウム、ネオン、アルゴン、二酸化炭素等とともに不活性ガスとして定義している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。一般則の用語定義は、技術基準や距離・保安措置の適用を判断する前提となる。不活性ガスの代表として窒素や二酸化炭素を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『窒素』
B『モノシラン』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「特殊高圧ガスの定義を識別する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「特殊高圧ガスの定義を識別する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。窒素は不活性ガスに分類される。

イ：正しい。Bは適切である。一般則では、モノシランをアルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマンとともに特殊高圧ガスとしている。 一方、Aは不適切である。窒素は不活性ガスに分類される。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則では、モノシランをアルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマンとともに特殊高圧ガスとしている。

エ：誤り。Aは採用できない。窒素は不活性ガスに分類される。 Bは適切である。一般則では、モノシランをアルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマンとともに特殊高圧ガスとしている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。特殊高圧ガスは半導体関連等で用いられる極めて危険性の高い特定ガス群であり、一般則で個別に列挙されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0019 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：応用

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『冷凍保安規則・液化石油ガス保安規則の適用を受ける高圧ガス等を除き、一般の高圧ガスの保安について規定する。』
B『冷凍のための高圧ガスだけを対象とする規則である。』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「一般則の適用範囲と他規則との関係を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「一般則の適用範囲と他規則との関係を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。冷凍関係は冷凍保安規則が中心であり、一般則の説明として逆である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般則第1条は、他の専門的な保安規則との適用関係を整理して一般則の範囲を定めている。

ウ：正しい。Aは適切である。一般則第1条は、他の専門的な保安規則との適用関係を整理して一般則の範囲を定めている。 一方、Bは不適切である。冷凍関係は冷凍保安規則が中心であり、一般則の説明として逆である。

エ：誤り。Bは採用できない。冷凍関係は冷凍保安規則が中心であり、一般則の説明として逆である。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般則第1条は、他の専門的な保安規則との適用関係を整理して一般則の範囲を定めている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガスの法令問題では、法律・施行令・一般則に加え、ガスや事業所の種類によって液石則、冷凍則、コンビ則など適用規則が異なる点を意識する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020 1-1 法の基本・適用範囲 > 適用除外・用語 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『不活性ガスは危険性がないため、すべて法第3条の適用除外である。』
B『不活性ガスという分類だけを理由に、高圧ガス保安法が当然に適用除外となるわけではない。』
適用除外・用語について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「適用除外と用語定義を混同しない」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「適用除外と用語定義を混同しない」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。不活性ガスは一般則上の用語区分であり、法第3条の適用除外とは別の判断である。

イ：誤り。Aは採用できない。不活性ガスにも高圧・窒息等の危険があり、法令規制の対象となり得る。 Bは適切である。不活性ガスは一般則上の用語区分であり、法第3条の適用除外とは別の判断である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。不活性ガスにも高圧・窒息等の危険があり、法令規制の対象となり得る。

エ：正しい。Bは適切である。不活性ガスは一般則上の用語区分であり、法第3条の適用除外とは別の判断である。 一方、Aは不適切である。不活性ガスにも高圧・窒息等の危険があり、法令規制の対象となり得る。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。「高圧ガスの定義」「一般則上のガス分類」「法第3条の適用除外」は別々の判定段階である。区分を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0021 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『1日の処理能力が300m³以上であること。』
B『第一種ガスであれば処理能力にかかわらず必ず第一種製造者となる。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種ガスだけを製造する場合の処理能力基準を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「第一種ガスだけを製造する場合の処理能力基準を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。施行令第3条は、第一種ガスのみの場合の基準値を300m³と定めている。 一方、Bは不適切である。第一種ガスにも政令の処理能力基準が設けられている。

イ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。施行令第3条は、第一種ガスのみの場合の基準値を300m³と定めている。

ウ： 誤り。Bは採用できない。第一種ガスにも政令の処理能力基準が設けられている。 Aは適切であるため修正対象ではない。施行令第3条は、第一種ガスのみの場合の基準値を300m³と定めている。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種ガスにも政令の処理能力基準が設けられている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者か第二種製造者かの判断では、ガスの種類と事業所の1日当たり処理能力を対応させる。第一種ガスのみでは300m³が基準となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『第一種ガス量にかかわらず基準値を300m³/日で固定し、T＝300とする。』
B『T＝100＋(2/3)S（Sは第一種ガスの処理能力で、0＜S＜300m³）』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「第一種ガスとそれ以外のガスを混合して扱う場合の基準式を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種ガスとそれ以外のガスを混合して扱う場合の基準式を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則第102条は、施行令第3条の混合ケースの基準値をこの式で定めている。

イ： 正しい。Bは適切である。一般則第102条は、施行令第3条の混合ケースの基準値をこの式で定めている。 一方、Aは不適切である。混合製造では第一種ガスの処理能力Sを用いる法定算定式があり、一律300m³/日ではない。

ウ： 誤り。Aは採用できない。混合製造では第一種ガスの処理能力Sを用いる法定算定式があり、一律300m³/日ではない。 Bは適切である。一般則第102条は、施行令第3条の混合ケースの基準値をこの式で定めている。

エ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。混合製造では第一種ガスの処理能力Sを用いる法定算定式があり、一律300m³/日ではない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。混合ケースでは一律100m³や300m³を当てはめるのではなく、第一種ガス処理能力Sに応じたT＝100＋(2/3)Sを使う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0023 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『Tは200m³/日となり、事業所全体の該当処理能力がこの基準以上かどうかで第一種製造者該当性を判断する。』
B『Tは250m³/日となり、Sに100を単純加算する。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「混合ガスの基準式を事例に適用する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「混合ガスの基準式を事例に適用する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。T＝100＋(2/3)×150＝200m³/日である。計算値は区分判定の基準値として用いる。

イ： 誤り。Bは採用できない。式は100＋(2/3)Sなので、150をそのまま加えない。 Aは適切であるため修正対象ではない。T＝100＋(2/3)×150＝200m³/日である。計算値は区分判定の基準値として用いる。

ウ： 正しい。Aは適切である。T＝100＋(2/3)×150＝200m³/日である。計算値は区分判定の基準値として用いる。 一方、Bは不適切である。式は100＋(2/3)Sなので、150をそのまま加えない。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。式は100＋(2/3)Sなので、150をそのまま加えない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。数値問題では式だけでなく、その値が「第一種製造者となる処理能力の境界として使われる」ことまで理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『第二種製造者は国土交通大臣の免許を受けてから製造する。』
B『法第5条第2項の要件に該当する場合は第二種製造者として事業所ごとに届出を行う。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種製造者と第二種製造者の手続の基本差を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造者と第二種製造者の手続の基本差を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aは採用できない。所管・手続の説明が異なり、法第5条第2項は都道府県知事への届出を基本とする。 Bは適切である。第一種製造者は許可、第二種製造者は届出という基本構造である。

イ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。所管・手続の説明が異なり、法第5条第2項は都道府県知事への届出を基本とする。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。第一種製造者は許可、第二種製造者は届出という基本構造である。

エ： 正しい。Bは適切である。第一種製造者は許可、第二種製造者は届出という基本構造である。 一方、Aは不適切である。所管・手続の説明が異なり、法第5条第2項は都道府県知事への届出を基本とする。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者と第二種製造者は、規制があるかないかではなく、許可制か届出制かなど規制の強度が異なる区分である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0025 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『3,000m³』
B『貯蔵量ではなく1日当たりの処理能力30m³/日を用いて第一種貯蔵所を判定する。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種貯蔵所の第一種ガス基準を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第一種貯蔵所の第一種ガス基準を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。施行令第5条は、第一種ガスのみを貯蔵する場合の基準値を3,000m³としている。 一方、Bは不適切である。貯蔵所の区分は貯蔵量で判定する。製造の処理能力とは別の数量概念である。

イ： 誤り。Bは採用できない。貯蔵所の区分は貯蔵量で判定する。製造の処理能力とは別の数量概念である。 Aは適切であるため修正対象ではない。施行令第5条は、第一種ガスのみを貯蔵する場合の基準値を3,000m³としている。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。貯蔵所の区分は貯蔵量で判定する。製造の処理能力とは別の数量概念である。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。施行令第5条は、第一種ガスのみを貯蔵する場合の基準値を3,000m³としている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。製造の処理能力基準と貯蔵所の貯蔵量基準は数字が異なる。第一種ガスは製造300m³/日、貯蔵3,000m³を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『ガスの種類にかかわらず一律100m³』
B『1,000m³』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種ガスのみの第一種貯蔵所基準を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第二種ガスのみの第一種貯蔵所基準を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。施行令第5条はガス区分によって異なる値を定めている。 Bは適切である。第一種ガス以外のガスのうち第三種ガスを除く第二種ガスについては、1,000m³が基準値である。

イ： 正しい。Bは適切である。第一種ガス以外のガスのうち第三種ガスを除く第二種ガスについては、1,000m³が基準値である。 一方、Aは不適切である。施行令第5条はガス区分によって異なる値を定めている。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。施行令第5条はガス区分によって異なる値を定めている。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。第一種ガス以外のガスのうち第三種ガスを除く第二種ガスについては、1,000m³が基準値である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種貯蔵所の判定では、第一種ガス・第二種ガス・第三種ガスとその組合せにより基準値が変わる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0027 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『N＝2,000m³となる。第一種ガスと第二種ガスの合計貯蔵量について、この基準値との関係を確認する。』
B『N＝1,000m³で固定され、第一種ガス量Mは考慮しない。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「第一種ガスと第二種ガスを混合貯蔵する場合の算定式を適用する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種ガスと第二種ガスを混合貯蔵する場合の算定式を適用する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。混合貯蔵ではMに応じてNが変動する。 Aは適切であるため修正対象ではない。N＝1000＋(2/3)×1500＝2000m³である。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。混合貯蔵ではMに応じてNが変動する。

ウ：正しい。Aは適切である。N＝1000＋(2/3)×1500＝2000m³である。 一方、Bは不適切である。混合貯蔵ではMに応じてNが変動する。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。N＝1000＋(2/3)×1500＝2000m³である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。混合貯蔵では、第一種ガスの量に応じて1,000m³超3,000m³以下の範囲に基準値が調整される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『液化ガスでは質量1kgをそのまま1m³として換算する。』
B『液化ガス10kgを1m³とみなす。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「液化ガスの貯蔵量換算を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「液化ガスの貯蔵量換算を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。一般則第103条の換算は10kgを1m³とみなすため、1kg＝1m³ではない。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則第103条は、液化ガスについて10kgを容積1m³とみなして算定する。

ウ：誤り。Aは採用できない。一般則第103条の換算は10kgを1m³とみなすため、1kg＝1m³ではない。Bは適切である。一般則第103条は、液化ガスについて10kgを容積1m³とみなして算定する。

エ：正しい。Bは適切である。一般則第103条は、液化ガスについて10kgを容積1m³とみなして算定する。 一方、Aは不適切である。一般則第103条の換算は10kgを1m³とみなすため、1kg＝1m³ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。貯蔵量の区分判定では圧縮ガスと液化ガスで単位が異なり得るため、液化ガスは10kg＝1m³の換算を用いる場面がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0029 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『第二種貯蔵所として、あらかじめ都道府県知事に届け出る。』
B『貯蔵については製造許可を受けていれば別の手続は一切不要である。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種貯蔵所の基本的な届出基準を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「第二種貯蔵所の基本的な届出基準を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第17条の2は、第一種貯蔵所の許可対象でない場合でも、一定量以上の貯蔵を第二種貯蔵所として届出対象とする。 一方、Bは不適切である。製造と貯蔵の規制は別に確認する必要がある。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。製造と貯蔵の規制は別に確認する必要がある。

ウ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第17条の2は、第一種貯蔵所の許可対象でない場合でも、一定量以上の貯蔵を第二種貯蔵所として届出対象とする。

エ： 誤り。Bは採用できない。製造と貯蔵の規制は別に確認する必要がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第17条の2は、第一種貯蔵所の許可対象でない場合でも、一定量以上の貯蔵を第二種貯蔵所として届出対象とする。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。貯蔵所の区分は、まず第一種貯蔵所の許可基準を確認し、そこに該当しなくても300m³以上なら第二種貯蔵所の届出が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030 1-1 法の基本・適用範囲 > 製造・貯蔵の区分／処理能力 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『第二種ガスの貯蔵基準1,000m³を、第一種ガスの製造・貯蔵の双方に流用する。』
B『第一種製造者の処理能力基準は300m³/日、第一種貯蔵所の基準は3,000m³。』
製造・貯蔵の区分／処理能力について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「製造と貯蔵の数量基準を区別する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「製造と貯蔵の数量基準を区別する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。ガス区分と製造・貯蔵の制度を区別してそれぞれの基準を適用する必要がある。

イ： 正しい。Bは適切である。施行令第3条と第5条で、それぞれ製造の処理能力と貯蔵量について異なる基準値が定められている。 一方、Aは不適切である。ガス区分と製造・貯蔵の制度を区別してそれぞれの基準を適用する必要がある。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。施行令第3条と第5条で、それぞれ製造の処理能力と貯蔵量について異なる基準値が定められている。

エ： 誤り。Aは採用できない。ガス区分と製造・貯蔵の制度を区別してそれぞれの基準を適用する必要がある。 Bは適切である。施行令第3条と第5条で、それぞれ製造の処理能力と貯蔵量について異なる基準値が定められている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。同じ「第一種」という語でも、第一種製造者と第一種貯蔵所では数量基準が異なる。単位も処理能力m³/日と貯蔵量m³で区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0031 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『事業所ごとに都道府県知事の許可を受ける。』
B『製造開始後20日以内に届け出ればよい。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種製造者の許可制度を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の許可制度を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種製造者は事前の許可が必要であり、事後届出では足りない。

イ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。第一種製造者は法第5条第1項により、事業所ごとに製造の許可を受ける。

ウ： 正しい。Aは適切である。第一種製造者は法第5条第1項により、事業所ごとに製造の許可を受ける。 一方、Bは不適切である。第一種製造者は事前の許可が必要であり、事後届出では足りない。

エ： 誤り。Bは採用できない。第一種製造者は事前の許可が必要であり、事後届出では足りない。 Aは適切であるため修正対象ではない。第一種製造者は法第5条第1項により、事業所ごとに製造の許可を受ける。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者は許可制であり、第二種製造者の届出制と区別する。許可は事業所単位で行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『製造開始後遅滞なく。』
B『製造開始の日の20日前まで。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「第二種製造者の届出期限を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「第二種製造者の届出期限を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第5条第2項により、第二種製造者は製造開始の日の20日前までに届け出る。

イ： 誤り。Aは採用できない。これは第一種製造者の開始届などと混同した記述である。 Bは適切である。法第5条第2項により、第二種製造者は製造開始の日の20日前までに届け出る。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。これは第一種製造者の開始届などと混同した記述である。

エ： 正しい。Bは適切である。法第5条第2項により、第二種製造者は製造開始の日の20日前までに届け出る。 一方、Aは不適切である。これは第一種製造者の開始届などと混同した記述である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第二種製造者は許可ではなく事前届出であり、期限は製造開始日の20日前までである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0033 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『第一種製造者は許可、第二種製造者は製造開始20日前までの届出。』
B『第一種製造者は届出、第二種製造者は許可。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種と第二種の規制方式を比較する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「第一種と第二種の規制方式を比較する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第5条は、第一種を許可制、第二種を事前届出制としている。 一方、Bは不適切である。制度が逆である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第5条は、第一種を許可制、第二種を事前届出制としている。

ウ：誤り。Bは採用できない。制度が逆である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第5条は、第一種を許可制、第二種を事前届出制としている。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。制度が逆である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。製造区分の重要な相違は、第一種が許可制、第二種が届出制である点である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『本社所在地で1件の許可を受ければ全国の事業所を包括できる。』
B『原則として各事業所ごとに製造許可を受ける。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「許可が事業所単位であることを理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「許可が事業所単位であることを理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第5条第1項の許可は事業所ごとに受ける仕組みである。

イ：正しい。Bは適切である。法第5条第1項の許可は事業所ごとに受ける仕組みである。 一方、Aは不適切である。製造許可は事業所単位であり、本社の一括許可ではない。

ウ：誤り。Aは採用できない。製造許可は事業所単位であり、本社の一括許可ではない。 Bは適切である。法第5条第1項の許可は事業所ごとに受ける仕組みである。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。製造許可は事業所単位であり、本社の一括許可ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。同一法人でも、第一種製造者の許可は事業所ごとに判定・取得する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0035 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『B社は、その許可対象設備で製造するため新たに製造許可を受ける必要がある。』
B『都道府県知事への手続は一切不要である。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「製造許可事業所の譲受け時の扱いを理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「製造許可事業所の譲受け時の扱いを理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。第一種製造者の地位承継は法第10条の相続・合併・一定の分割が中心で、単純な事業所の売買は新規許可として扱われる。

イ：誤り。Bは採用できない。第一種製造許可事業所の譲受けには法令上の手続が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。第一種製造者の地位承継は法第10条の相続・合併・一定の分割が中心で、単純な事業所の売買は新規許可として扱われる。

ウ：正しい。Aは適切である。第一種製造者の地位承継は法第10条の相続・合併・一定の分割が中心で、単純な事業所の売買は新規許可として扱われる。 一方、Bは不適切である。第一種製造許可事業所の譲受けには法令上の手続が必要である。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種製造許可事業所の譲受けには法令上の手続が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者の「承継」と、他社からの単純な譲受けは区別する。KHKは許可事業所を他社から譲り受ける者について新たな許可申請を案内している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『税務署へ届け出る。』
B『事業所ごとに都道府県知事へ届け出る。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種製造者の手続相手を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「第二種製造者の手続相手を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。高圧ガス製造の法定届出先ではない。 Bは適切である。法第5条第2項は事業所ごとの届出を求める。権限移譲がある場合は移譲先が扱う。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。高圧ガス製造の法定届出先ではない。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第5条第2項は事業所ごとの届出を求める。権限移譲がある場合は移譲先が扱う。

エ：正しい。Bは適切である。法第5条第2項は事業所ごとの届出を求める。権限移譲がある場合は移譲先が扱う。 一方、Aは不適切である。高圧ガス製造の法定届出先ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。許可・届出の行政庁と、検査や講習を行うKHKの役割を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0037 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：応用

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『許可を受けるには、製造施設の位置・構造・設備および製造方法が法令上の技術基準等に適合することが求められる。』
B『申請書を提出しさえすれば、技術基準への適合は完成検査後まで一切審査されない。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「許可と技術上の基準の関係を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「許可と技術上の基準の関係を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第8条等は許可に際し、施設と製造方法の基準適合等を求める。一方、Bは不適切である。許可段階でも法定の許可基準への適合が求められる。

イ：誤り。Bは採用できない。許可段階でも法定の許可基準への適合が求められる。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第8条等は許可に際し、施設と製造方法の基準適合等を求める。

ウ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。許可段階でも法定の許可基準への適合が求められる。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第8条等は許可に際し、施設と製造方法の基準適合等を求める。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。許可は単なる登録ではなく、製造施設や製造方法が法定基準に適合することを前提とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『第二種製造者には高圧ガス保安法が一切適用されない。』
B『許可制ではないが、製造施設や製造方法について法令上の技術基準を遵守する必要がある。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種製造者にも技術基準が適用されることを理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者にも技術基準が適用されることを理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aは採用できない。第二種製造者も法の規制対象である。 Bは適切である。届出制であっても保安上の技術基準の適用を受ける。

イ：正しい。Bは適切である。届出制であっても保安上の技術基準の適用を受ける。 一方、Aは不適切である。第二種製造者も法の規制対象である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。第二種製造者も法の規制対象である。

エ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。届出制であっても保安上の技術基準の適用を受ける。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。「届出制だから規制が緩く何でもよい」という理解は誤りで、第二種にも技術基準や保安上の義務が適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0039 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『完成検査を受け、基準適合が確認された後に製造を開始し、開始後は所定の開始届を行う。』
B『完成検査の代わりに第二種製造者の20日前届を行う。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「第一種製造者の工事完成から使用開始までの流れを理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種製造者の工事完成から使用開始までの流れを理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。第一種製造者の許可・完成検査制度と第二種の届出制度は別である。 Aは適切であるため修正対象ではない。第一種製造者は完成検査を経て使用を開始し、製造開始時には遅滞なく届出を行う。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種製造者の許可・完成検査制度と第二種の届出制度は別である。

ウ：正しい。Aは適切である。第一種製造者は完成検査を経て使用を開始し、製造開始時には遅滞なく届出を行う。 一方、Bは不適切である。第一種製造者の許可・完成検査制度と第二種の届出制度は別である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。第一種製造者は完成検査を経て使用を開始し、製造開始時には遅滞なく届出を行う。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者は「許可→工事→完成検査→製造開始→開始届」という基本時系列を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『第一種・第二種とも、製造開始後20日以内に開始届が必要である。』
B『第一種製造者は製造開始後、遅滞なく開始届が必要であるが、第二種製造者には別個の開始届は不要である。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種・第二種の開始届の違いを理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「第一種・第二種の開始届の違いを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。第二種に別個の開始届はなく、20日前届出と混同している。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。第一種は法第21条第1項の開始届が必要。第二種は法第5条第2項の事前届出があるため、別の開始届は不要である。

ウ：誤り。Aは採用できない。第二種に別個の開始届はなく、20日前届出と混同している。 Bは適切である。第一種は法第21条第1項の開始届が必要。第二種は法第5条第2項の事前届出があるため、別の開始届は不要である。

エ：正しい。Bは適切である。第一種は法第21条第1項の開始届が必要。第二種は法第5条第2項の事前届出があるため、別の開始届は不要である。 一方、Aは不適切である。第二種に別個の開始届はなく、20日前届出と混同している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第二種の「製造開始20日前の事業届出」と、第一種の「製造開始後の開始届」を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0041 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『誤り。第一種製造者に該当する以上、第二種の届出ではなく第一種の製造許可が必要である。』
B『正しい。事業者は許可制と届出制を自由に選べる。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「許可制と届出制を事例から判断する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「許可制と届出制を事例から判断する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。処理能力等で第一種に該当すれば、手続を任意に第二種へ選択することはできない。 一方、Bは不適切である。区分は法令上の要件で決まり、自由選択ではない。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。区分は法令上の要件で決まり、自由選択ではない。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。処理能力等で第一種に該当すれば、手続を任意に第二種へ選択することはできない。

エ：誤り。Bは採用できない。区分は法令上の要件で決まり、自由選択ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。処理能力等で第一種に該当すれば、手続を任意に第二種へ選択することはできない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種・第二種の区分は法令上の処理能力等によって決まり、事業者が任意に選択できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042 1-2 許可・変更・検査 > 第一種・第二種製造者／許可・届出 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『高圧ガスを1回でも購入した者。』
B『法第5条第1項の許可を受けた者。』
第一種・第二種製造者／許可・届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「第一種製造者という用語の意味を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「第一種製造者という用語の意味を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。購入のみで第一種製造者となるわけではない。

イ：正しい。Bは適切である。KHKの行政手続案内でも、同項の許可を受けた者を第一種製造者と説明している。 一方、Aは不適切である。購入のみで第一種製造者となるわけではない。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。KHKの行政手続案内でも、同項の許可を受けた者を第一種製造者と説明している。

エ：誤り。Aは採用できない。購入のみで第一種製造者となるわけではない。 Bは適切である。KHKの行政手続案内でも、同項の許可を受けた者を第一種製造者と説明している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。「製造者」は事業規制上の区分であり、個人資格である製造保安責任者免状とは別概念である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0043 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『あらかじめ都道府県知事の変更許可を受ける。』
B『変更内容にかかわらず行政手続は不要である。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種製造者の変更許可を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の変更許可を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。所定の変更には手続が必要である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第14条第1項により、第一種製造者の所定の変更は事前許可が原則である。

ウ：正しい。Aは適切である。法第14条第1項により、第一種製造者の所定の変更は事前許可が原則である。 一方、Bは不適切である。所定の変更には手続が必要である。

エ：誤り。Bは採用できない。所定の変更には手続が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第14条第1項により、第一種製造者の所定の変更は事前許可が原則である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者の施設変更は原則「事前許可」。ただし省令で定める軽微な変更は別扱いとなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『設備工事がないため常に自由に変更できる。』
B『法第14条第1項の対象となり、原則としてあらかじめ変更許可が必要である。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「ガス種類・製造方法の変更手続を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「ガス種類・製造方法の変更手続を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。変更許可の対象は施設工事だけでなく、製造ガスの種類や製造方法の変更も含む。

イ：誤り。Aは採用できない。ガス種類・製造方法自体が変更許可の対象である。 Bは適切である。変更許可の対象は施設工事だけでなく、製造ガスの種類や製造方法の変更も含む。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。ガス種類・製造方法自体が変更許可の対象である。

エ：正しい。Bは適切である。変更許可の対象は施設工事だけでなく、製造ガスの種類や製造方法の変更も含む。 一方、Aは不適切である。ガス種類・製造方法自体が変更許可の対象である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。変更手続では「設備を動かしたか」だけでなく、製造するガスの種類や製造方法の変更も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0045 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『変更許可は不要だが、工事完成後遅滞なく届け出る。』
B『許可も届出も一切不要である。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種製造者の軽微変更手続を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の軽微変更手続を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第14条第2項による軽微変更では事前許可は不要だが、完成後の届出が必要である。 一方、Bは不適切である。第一種の軽微変更は原則として事後届出が必要である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第14条第2項による軽微変更では事前許可は不要だが、完成後の届出が必要である。

ウ：誤り。Bは採用できない。第一種の軽微変更は原則として事後届出が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第14条第2項による軽微変更では事前許可は不要だが、完成後の届出が必要である。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種の軽微変更は原則として事後届出が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種の軽微変更は「許可不要・完成後遅滞なく届出」と覚える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『第一種製造者と同じ変更許可を必ず受ける。』
B『あらかじめ都道府県知事に届け出る。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者の通常変更手続を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「第二種製造者の通常変更手続を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第14条第4項により、第二種製造者の所定の変更は事前届出が原則である。

イ：正しい。Bは適切である。法第14条第4項により、第二種製造者の所定の変更は事前届出が原則である。 一方、Aは不適切である。第二種は許可ではなく事前届出である。

ウ：誤り。Aは採用できない。第二種は許可ではなく事前届出である。 Bは適切である。法第14条第4項により、第二種製造者の所定の変更は事前届出が原則である。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。第二種は許可ではなく事前届出である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。変更時も、第一種は原則許可、第二種は原則事前届出という制度差が表れる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0047 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『その軽微変更については変更届出は不要である。』
B『必ず事前の変更許可が必要である。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者の軽微変更の扱いを理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「第二種製造者の軽微変更の扱いを理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。第二種製造者の軽微変更は法第14条第4項の届出対象から除かれる。

イ：誤り。Bは採用できない。第二種の通常変更ですら許可ではなく届出である。 Aは適切であるため修正対象ではない。第二種製造者の軽微変更は法第14条第4項の届出対象から除かれる。

ウ：正しい。Aは適切である。第二種製造者の軽微変更は法第14条第4項の届出対象から除かれる。 一方、Bは不適切である。第二種の通常変更ですら許可ではなく届出である。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第二種の通常変更ですら許可ではなく届出である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。軽微変更は第一種と第二種で手続が異なる。第一種は事後届出、第二種は原則届出不要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『許可事業所の単純な売買だけで当然に承継する。』
B『相続、合併、又は許可に係る事業所を承継させる分割。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種製造者の承継事由を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の承継事由を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。単純な譲渡は第一種の法第10条承継とは扱いが異なる。 Bは適切である。法第10条はこれらを第一種製造者の地位承継事由として定める。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。単純な譲渡は第一種の法第10条承継とは扱いが異なる。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第10条はこれらを第一種製造者の地位承継事由として定める。

エ：正しい。Bは適切である。法第10条はこれらを第一種製造者の地位承継事由として定める。 一方、Aは不適切である。単純な譲渡は第一種の法第10条承継とは扱いが異なる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者の承継は相続・合併・一定の分割が中心で、第二種の「事業全部の譲渡」も含む承継制度と区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0049 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：応用

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『第二種製造者では、相続・合併・分割に加え、製造事業の全部の譲渡も承継対象となり得る。』
B『第二種製造者には承継制度が存在しない。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種と第二種の承継制度の差を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第一種と第二種の承継制度の差を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第10条の2は第二種について事業全部の譲渡も承継対象に含める。 一方、Bは不適切である。法第10条の2に承継制度がある。

イ： 誤り。Bは採用できない。法第10条の2に承継制度がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第10条の2は第二種について事業全部の譲渡も承継対象に含める。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法第10条の2に承継制度がある。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第10条の2は第二種について事業全部の譲渡も承継対象に含める。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。同じ「承継」でも第一種と第二種で対象事由が異なる。第二種では製造事業全部の譲渡が明示的に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『KHKに免状を返納するだけでよい。』
B『遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「製造廃止時の届出を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「製造廃止時の届出を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。事業者の廃止届と個人免状は別の手続である。 Bは適切である。法第21条第1項により、第一種製造者は製造廃止時に遅滞なく届出を行う。

イ： 正しい。Bは適切である。法第21条第1項により、第一種製造者は製造廃止時に遅滞なく届出を行う。 一方、Aは不適切である。事業者の廃止届と個人免状は別の手続である。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。事業者の廃止届と個人免状は別の手続である。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第21条第1項により、第一種製造者は製造廃止時に遅滞なく届出を行う。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者は開始時だけでなく、製造を廃止したときも遅滞なく届出を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0051 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『別個の開始届は不要だが、製造を廃止したときは遅滞なく廃止届が必要である。』
B『開始届だけ必要で、廃止届は不要である。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「第二種製造者の廃止届を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「第二種製造者の廃止届を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。逆である。 Aは適切であるため修正対象ではない。第二種は製造開始前20日の事業届出があり、別の開始届は不要。一方、廃止時は法第21条第2項の届出が必要。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。逆である。

ウ：正しい。Aは適切である。第二種は製造開始前20日の事業届出があり、別の開始届は不要。一方、廃止時は法第21条第2項の届出が必要。 一方、Bは不適切である。逆である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。第二種は製造開始前20日の事業届出があり、別の開始届は不要。一方、廃止時は法第21条第2項の届出が必要。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第二種では「開始前の事業届出」と「廃止時の届出」をセットで整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052 1-2 許可・変更・検査 > 変更工事・軽微変更・承継・廃止 ｜ 難易度：応用

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『①も②も行政手続は不要である。』
B『①は完成後遅滞なく軽微変更届を行い、②はB社が第一種製造者の地位承継を届け出る。』
変更工事・軽微変更・承継・廃止について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「変更・承継・廃止の手続を時系列で判断する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「変更・承継・廃止の手続を時系列で判断する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。双方に法定手続がある。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。第一種の軽微変更は事後届出、合併による第一種製造者の地位承継は承継届の対象である。

ウ：誤り。Aは採用できない。双方に法定手続がある。 Bは適切である。第一種の軽微変更は事後届出、合併による第一種製造者の地位承継は承継届の対象である。

エ：正しい。Bは適切である。第一種の軽微変更は事後届出、合併による第一種製造者の地位承継は承継届の対象である。 一方、Aは不適切である。双方に法定手続がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。複数の出来事が続く場合でも、変更・承継をそれぞれ別の法定手続として判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0053 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：基礎

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『製造施設について完成検査を受ける。』
B『何の検査も受けず直ちに使用する。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種製造施設の完成検査義務を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造施設の完成検査義務を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第20条により、第一種製造者は許可に係る工事完成後、原則として完成検査を受ける。 一方、Bは不適切である。第一種製造施設は原則として完成検査が必要である。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種製造施設は原則として完成検査が必要である。

ウ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第20条により、第一種製造者は許可に係る工事完成後、原則として完成検査を受ける。

エ： 誤り。Bは採用できない。第一種製造施設は原則として完成検査が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第20条により、第一種製造者は許可に係る工事完成後、原則として完成検査を受ける。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。完成検査は、許可を受けた第一種製造施設の工事後に、法定基準への適合を確認する重要な手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『第二種製造者だけ毎月完成検査を受ける。』
B『第二種製造者には、その完成検査を受ける義務はない。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者に完成検査がないことを理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「第二種製造者に完成検査がないことを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。そのような制度ではない。

イ： 正しい。Bは適切である。KHKの手続案内は第二種製造者について完成検査不要と明示している。 一方、Aは不適切である。そのような制度ではない。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。KHKの手続案内は第二種製造者について完成検査不要と明示している。

エ： 誤り。Aは採用できない。そのような制度ではない。 Bは適切である。KHKの手続案内は第二種製造者について完成検査不要と明示している。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。完成検査の有無は第一種と第二種の重要な制度差である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0055 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『都道府県知事のほか、高圧ガス保安協会や指定完成検査機関も法令上の仕組みにより完成検査を行える。』
B『完成検査は税務署が行う。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「完成検査を行える機関を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「完成検査を行える機関を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。税務署の所掌ではない。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。KHKや指定完成検査機関による完成検査制度が設けられている。

ウ：正しい。Aは適切である。KHKや指定完成検査機関による完成検査制度が設けられている。 一方、Bは不適切である。税務署の所掌ではない。

エ：誤り。Bは採用できない。税務署の所掌ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。KHKや指定完成検査機関による完成検査制度が設けられている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。完成検査には行政庁によるもののほか、KHK・指定完成検査機関による検査や、認定制度に基づく自らの検査がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：応用

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『認定を受けると、すべての法令遵守義務が消滅する。』
B『経済産業大臣の認定を受け、認定範囲の特定変更工事について自ら完成検査を行うことができる。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「認定完成検査実施者の特例を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「認定完成検査実施者の特例を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。認定完成検査実施者は大臣認定に基づき、自ら完成検査を実施できる制度である。

イ：誤り。Aは採用できない。認定は特定の検査等に関する特例であり、法令遵守義務全般を免除しない。 Bは適切である。認定完成検査実施者は大臣認定に基づき、自ら完成検査を実施できる制度である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。認定は特定の検査等に関する特例であり、法令遵守義務全般を免除しない。

エ：正しい。Bは適切である。認定完成検査実施者は大臣認定に基づき、自ら完成検査を実施できる制度である。 一方、Aは不適切である。認定は特定の検査等に関する特例であり、法令遵守義務全般を免除しない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。認定完成検査実施者は、一定の保安能力を前提に大臣認定を受け、認定範囲の検査を自ら行える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0057 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『原則として1年に1回、技術上の基準への適合について保安検査を受ける。』
B『すべての特定施設について必ず毎月1回行う。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第一種製造者の保安検査の基本を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の保安検査の基本を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第35条第1項に基づき、特定施設は原則年1回（告示で別期間のものを除く）保安検査を受ける。 一方、Bは不適切である。原則年1回であり、毎月ではない。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第35条第1項に基づき、特定施設は原則年1回（告示で別期間のものを除く）保安検査を受ける。

ウ：誤り。Bは採用できない。原則年1回であり、毎月ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第35条第1項に基づき、特定施設は原則年1回（告示で別期間のものを除く）保安検査を受ける。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。原則年1回であり、毎月ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安検査は供用中の特定施設について継続的に基準適合を確認する制度で、完成検査とは別である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『KHKの検査結果は高圧ガス保安法上まったく利用できない。』
B『法令に従いその旨を都道府県知事に届け出ることで、知事が行う保安検査の受検が免除される仕組みがある。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「保安検査の代替実施制度を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「保安検査の代替実施制度を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第35条にはKHK・指定保安検査機関の検査結果を用いる制度がある。

イ：正しい。Bは適切である。法第35条にはKHK・指定保安検査機関の検査結果を用いる制度がある。 一方、Aは不適切である。法令上利用される。

ウ：誤り。Aは採用できない。法令上利用される。 Bは適切である。法第35条にはKHK・指定保安検査機関の検査結果を用いる制度がある。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法令上利用される。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。行政庁以外の検査主体を利用する場合は、「誰が検査するか」と「行政庁への所定の届出」をセットで理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0059 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『経済産業大臣の認定を受け、認定範囲の製造施設について自ら保安検査を行うことができる。』
B『認定を受けると定期自主検査の記録作成なども一切不要となる。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「認定保安検査実施者の制度を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「認定保安検査実施者の制度を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。認定保安検査実施者は、一定の要件の下で自ら保安検査を行える制度である。

イ：誤り。Bは採用できない。認定は保安管理義務全般を消滅させるものではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。認定保安検査実施者は、一定の要件の下で自ら保安検査を行える制度である。

ウ：正しい。Aは適切である。認定保安検査実施者は、一定の要件の下で自ら保安検査を行える制度である。 一方、Bは不適切である。認定は保安管理義務全般を消滅させるものではない。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。認定は保安管理義務全般を消滅させるものではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。認定完成検査実施者と認定保安検査実施者は対象検査を区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『完成検査に合格すれば定期自主検査は永久に不要である。』
B『法令で対象となる製造者等は、所定の製造施設について原則として1年に1回以上、自主検査を行い記録する。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「定期自主検査の対象・頻度を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「定期自主検査の対象・頻度を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。供用中の定期的な自主検査は別途必要となる。 Bは適切である。法第35条の2および一般則は、対象施設の定期自主検査と記録を求める。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。供用中の定期的な自主検査は別途必要となる。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第35条の2および一般則は、対象施設の定期自主検査と記録を求める。

エ：正しい。Bは適切である。法第35条の2および一般則は、対象施設の定期自主検査と記録を求める。 一方、Aは不適切である。供用中の定期的な自主検査は別途必要となる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安検査と定期自主検査は別制度である。定期自主検査は対象事業者が自ら行い、結果を記録する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0061 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：応用

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『第二種製造者でも、一定の処理能力以上など法令で定める対象に該当すれば定期自主検査が必要となる。』
B『第二種製造者は処理能力にかかわらず絶対に定期自主検査の対象にならない。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種製造者の定期自主検査対象を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者の定期自主検査対象を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。定期自主検査は第一種製造者だけに限られず、法令で定める一定の第二種製造者等も対象となる。 一方、Bは不適切である。一定の第二種製造者は対象となる。

イ： 誤り。Bは採用できない。一定の第二種製造者は対象となる。 Aは適切であるため修正対象ではない。定期自主検査は第一種製造者だけに限られず、法令で定める一定の第二種製造者等も対象となる。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。一定の第二種製造者は対象となる。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。定期自主検査は第一種製造者だけに限られず、法令で定める一定の第二種製造者等も対象となる。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。「第二種＝検査義務なし」と一括りにせず、完成検査・保安検査・定期自主検査を別々に判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062 1-2 許可・変更・検査 > 完成検査・保安検査・定期自主検査 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『完成検査を受ければ、保安検査と定期自主検査は常に不要になる。』
B『完成検査は主に工事完成時、保安検査は供用中の特定施設の基準適合確認、定期自主検査は対象事業者が自ら所定施設を定期的に検査・記録する制度である。』
完成検査・保安検査・定期自主検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「完成検査・保安検査・定期自主検査を区別する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「完成検査・保安検査・定期自主検査を区別する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。供用後の検査義務は別に判断される。 Bは適切である。三者は実施時期・主体・対象が異なる別制度である。

イ： 正しい。Bは適切である。三者は実施時期・主体・対象が異なる別制度である。 一方、Aは不適切である。供用後の検査義務は別に判断される。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。供用後の検査義務は別に判断される。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。三者は実施時期・主体・対象が異なる別制度である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。試験では検査名の入替えが典型的な誤答となる。工事完成時・供用中・自主検査という役割を整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0063 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。』
B『容器検査所の検査だけを行う。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「保安統括者の職務を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「保安統括者の職務を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。保安統括者の法定職務を限定しすぎている。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第32条第1項は、保安統括者の職務を製造に係る保安業務の統括管理と定める。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。保安統括者の法定職務を限定しすぎている。

ウ：正しい。Aは適切である。法第32条第1項は、保安統括者の職務を製造に係る保安業務の統括管理と定める。 一方、Bは不適切である。保安統括者の法定職務を限定しすぎている。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第32条第1項は、保安統括者の職務を製造に係る保安業務の統括管理と定める。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安統括者は事業所の高圧ガス製造に係る保安業務全体を統括する中心的役割である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：基礎

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『保安係員の指揮だけを行い、保安統括者を補佐しない。』
B『保安統括者を補佐し、高圧ガスの製造に係る保安上の技術的事項を管理する。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「保安技術管理者の職務を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「保安技術管理者の職務を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。保安係員の指揮は保安主任者の主要な職務である。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第32条第2項に定める職務である。

ウ：誤り。Aは採用できない。保安係員の指揮は保安主任者の主要な職務である。 Bは適切である。法第32条第2項に定める職務である。

エ：正しい。Bは適切である。法第32条第2項に定める職務である。 一方、Aは不適切である。保安係員の指揮は保安主任者の主要な職務である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安統括者が全体を統括し、保安技術管理者が技術面から補佐・管理するという関係を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0065 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『法令で定める例外を除き、一定の第一種製造者および第二種製造者は事業所ごとに選任する。』
B『第一種製造者だけが対象で、第二種製造者は一切対象にならない。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安統括者の選任対象を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「保安統括者の選任対象を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第27条の2は、所定の第一種・第二種製造者に事業所ごとの保安統括者選任を求める。 一方、Bは不適切である。一定の第二種製造者も対象となる。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。一定の第二種製造者も対象となる。

ウ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第27条の2は、所定の第一種・第二種製造者に事業所ごとの保安統括者選任を求める。

エ： 誤り。Bは採用できない。一定の第二種製造者も対象となる。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第27条の2は、所定の第一種・第二種製造者に事業所ごとの保安統括者選任を求める。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安統括者の選任義務は、製造者区分・規模等の法定条件に応じて事業所ごとに判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『必ず外部の第三者検査機関の職員を充てる。』
B『当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者を充てる。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「保安統括者となる者の位置づけを理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「保安統括者となる者の位置づけを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。事業所の事業実施を統括管理する者が基本である。

イ： 正しい。Bは適切である。法第27条の2第2項は、事業実施を統括管理する者を保安統括者に充てることとしている。 一方、Aは不適切である。事業所の事業実施を統括管理する者が基本である。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第27条の2第2項は、事業実施を統括管理する者を保安統括者に充てることとしている。

エ： 誤り。Aは採用できない。事業所の事業実施を統括管理する者が基本である。 Bは適切である。法第27条の2第2項は、事業実施を統括管理する者を保安統括者に充てることとしている。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安統括者は単なる名義上の資格者ではなく、事業所の事業実施を統括する立場の者である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0067 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『原則として、所定の製造保安責任者免状の交付を受け、かつ所定の製造経験を有する者から選任する。』
B『販売主任者免状だけを持っていれば、製造経験に関係なく必ず選任できる。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「保安技術管理者の資格・経験要件を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「保安技術管理者の資格・経験要件を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。保安技術管理者には所定の製造保安責任者免状と経験が必要である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第27条の2第3項は免状と製造経験を要件としている。

ウ：正しい。Aは適切である。法第27条の2第3項は免状と製造経験を要件としている。 一方、Bは不適切である。保安技術管理者には所定の製造保安責任者免状と経験が必要である。

エ：誤り。Bは採用できない。保安技術管理者には所定の製造保安責任者免状と経験が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第27条の2第3項は免状と製造経験を要件としている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安統括者と異なり、保安技術管理者では所定の製造保安責任者免状と実務経験が重要な選任要件となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：応用

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『保安技術管理者はすべての製造者で絶対に2人以上選任しなければならない。』
B『保安統括者自身が所定の免状と製造経験を備えるなど、省令で定める場合には、別に保安技術管理者を選任しなくてよい場合がある。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「保安技術管理者の選任例外を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「保安技術管理者の選任例外を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法は一定の場合に保安技術管理者の別途選任を不要とする例外を設けている。

イ：誤り。Aは採用できない。そのような一律要件ではない。 Bは適切である。法は一定の場合に保安技術管理者の別途選任を不要とする例外を設けている。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。そのような一律要件ではない。

エ：正しい。Bは適切である。法は一定の場合に保安技術管理者の別途選任を不要とする例外を設けている。 一方、Aは不適切である。そのような一律要件ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安技術管理者の選任は原則義務だが、保安統括者自身が必要な技術資格・経験を備える場合などに例外がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0069 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『法令で定めるところにより、都道府県知事へ届け出る必要がある。』
B『製造を廃止するまで選任の変更は届け出てはならない。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安統括者選解任の届出を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「保安統括者選解任の届出を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第27条の2第5項は保安統括者の選任・解任の届出を求める。 一方、Bは不適切である。選任・解任時に所定の届出を行う。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第27条の2第5項は保安統括者の選任・解任の届出を求める。

ウ：誤り。Bは採用できない。選任・解任時に所定の届出を行う。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第27条の2第5項は保安統括者の選任・解任の届出を求める。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。選任・解任時に所定の届出を行う。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安体制の役職は社内任命だけで完結せず、法令に基づく選解任の届出が伴う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：応用

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『職務不能の間は保安業務をすべて停止し、誰にも代行させない。』
B『あらかじめ法令に従って代理者を選任し、本人が旅行・疾病その他の事故で職務を行えないときに代行させる。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「代理者制度の目的を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「代理者制度の目的を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第33条は保安統括者等の代理者制度を設けている。

イ：正しい。Bは適切である。法第33条は保安統括者等の代理者制度を設けている。 一方、Aは不適切である。法は代理者による職務代行を予定している。

ウ：誤り。Aは採用できない。法は代理者による職務代行を予定している。 Bは適切である。法第33条は保安統括者等の代理者制度を設けている。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法は代理者による職務代行を予定している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安体制を途切れさせないため、保安統括者等には代理者制度が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0071 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『保安統括者が製造保安業務全体を統括し、保安技術管理者がその技術的事項を管理して補佐する。』
B『保安統括者は販売だけ、保安技術管理者は消費だけを管理する。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「保安統括者と保安技術管理者の役割分担を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「保安統括者と保安技術管理者の役割分担を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第32条第1項・第2項の職務分担である。

イ： 誤り。Bは採用できない。いずれも製造に係る保安体制の役職である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第32条第1項・第2項の職務分担である。

ウ： 正しい。Aは適切である。法第32条第1項・第2項の職務分担である。 一方、Bは不適切である。いずれも製造に係る保安体制の役職である。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。いずれも製造に係る保安体制の役職である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。名称だけでなく、統括管理と技術管理という職務の階層関係を理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072 1-3 保安体制・自主保安 > 保安統括者・保安技術管理者 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『危険物取扱者乙種第4類免状だけ。』
B『乙種機械責任者免状。』
保安統括者・保安技術管理者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安技術管理者等に乙種機械免状が位置づくことを理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「保安技術管理者等に乙種機械免状が位置づくことを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aは採用できない。他法令の資格であり、高圧ガス保安法の製造保安責任者免状ではない。 Bは適切である。法第29条第1項に基づく製造保安責任者免状の一つである。

イ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。他法令の資格であり、高圧ガス保安法の製造保安責任者免状ではない。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第29条第1項に基づく製造保安責任者免状の一つである。

エ： 正しい。Bは適切である。法第29条第1項に基づく製造保安責任者免状の一つである。 一方、Aは不適切である。他法令の資格であり、高圧ガス保安法の製造保安責任者免状ではない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。乙種機械責任者免状は、保安技術管理者・保安主任者・保安係員等の選任要件に関係し得る製造保安責任者免状である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0073 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『製造施設の維持、製造方法の監視その他の製造保安上の技術的事項を管理する。』
B『会社全体の経理を監査することだけを職務とする。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安係員の職務を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「保安係員の職務を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。法第32条第3項は保安係員の職務を技術的事項の管理と定める。 一方、Bは不適切である。高圧ガス製造の保安に関する技術的事項が職務である。

イ： 誤り。Bは採用できない。高圧ガス製造の保安に関する技術的事項が職務である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第32条第3項は保安係員の職務を技術的事項の管理と定める。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。高圧ガス製造の保安に関する技術的事項が職務である。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第32条第3項は保安係員の職務を技術的事項の管理と定める。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安係員は現場の製造施設や製造方法に密接した技術的保安管理を担う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『完成検査の行政処分を行う。』
B『保安技術管理者等を補佐し、保安係員を指揮する。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安主任者の職務を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「保安主任者の職務を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。保安主任者の法定職務ではない。 Bは適切である。法第32条第4項は、保安主任者が保安技術管理者等を補佐して保安係員を指揮すると定める。

イ： 正しい。Bは適切である。法第32条第4項は、保安主任者が保安技術管理者等を補佐して保安係員を指揮すると定める。 一方、Aは不適切である。保安主任者の法定職務ではない。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。保安主任者の法定職務ではない。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第32条第4項は、保安主任者が保安技術管理者等を補佐して保安係員を指揮すると定める。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安主任者は大規模事業所等で、技術管理の中間的な指揮役として保安係員を指揮する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0075 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『処理能力が100万m^3/日以上の事業所。』
B『処理能力が1m^3/日以上のすべての事業所。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「保安主任者の選任対象となる規模を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「保安主任者の選任対象となる規模を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Bは採用できない。そのような一律基準ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。KHKは、所定の大規模第一種製造事業所について100万m^3/日以上を代表的基準として案内している。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。そのような一律基準ではない。

ウ： 正しい。Aは適切である。KHKは、所定の大規模第一種製造事業所について100万m^3/日以上を代表的基準として案内している。 一方、Bは不適切である。そのような一律基準ではない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。KHKは、所定の大規模第一種製造事業所について100万m^3/日以上を代表的基準として案内している。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安主任者はすべての製造事業所に一律に置く役職ではなく、法令で定める大規模な第一種製造者が対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『販売所ごとに販売主任者だけを選任すれば保安係員は不要である。』
B『法令で定める製造のための施設の区分ごとに、所定の免状と経験を有する者から選任する。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「保安係員の選任単位を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「保安係員の選任単位を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。販売主任者制度と製造保安体制は別である。

イ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第27条の2第4項は施設区分ごとの選任を求める。

ウ： 誤り。Aは採用できない。販売主任者制度と製造保安体制は別である。 Bは適切である。法第27条の2第4項は施設区分ごとの選任を求める。

エ： 正しい。Bは適切である。法第27条の2第4項は施設区分ごとの選任を求める。 一方、Aは不適切である。販売主任者制度と製造保安体制は別である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安係員は現場技術管理を担うため、法令で定める製造施設の区分を基準に選任する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0077 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『所定の製造保安責任者免状と、高圧ガス製造に関する所定の経験が必要である。』
B『会社の勤続年数だけ満たせば免状は不要である。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安主任者・保安係員の資格要件を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「保安主任者・保安係員の資格要件を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第27条の2・第27条の3により、免状と製造経験が要求される。 一方、Bは不適切である。免状要件がある。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。免状要件がある。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第27条の2・第27条の3により、免状と製造経験が要求される。

エ：誤り。Bは採用できない。免状要件がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第27条の2・第27条の3により、免状と製造経験が要求される。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。役職名だけを暗記せず、保安主任者・保安係員には技術資格と実務経験を求める制度趣旨を理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『講習は販売主任者だけが対象で、製造保安の役職は対象外である。』
B『法令で定める期間ごとに、高圧ガスによる災害防止に関する所定の講習を受ける必要がある。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「保安係員等の義務講習を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「保安係員等の義務講習を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。保安主任者・保安係員等が対象である。

イ：正しい。Bは適切である。法第27条の2第7項等に基づき、保安主任者・保安係員等には義務講習制度がある。 一方、Aは不適切である。保安主任者・保安係員等が対象である。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第27条の2第7項等に基づき、保安主任者・保安係員等には義務講習制度がある。

エ：誤り。Aは採用できない。保安主任者・保安係員等が対象である。 Bは適切である。法第27条の2第7項等に基づき、保安主任者・保安係員等には義務講習制度がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。免状取得と、役職選任後の法定義務講習は別の仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0079 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。』
B『高圧ガスの販売だけを管理する。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「取扱主任者の職務を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「取扱主任者の職務を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。販売主任者の職務である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第32条第8項に定める取扱主任者の職務である。

ウ：正しい。Aは適切である。法第32条第8項に定める取扱主任者の職務である。 一方、Bは不適切である。販売主任者の職務である。

エ：誤り。Bは採用できない。販売主任者の職務である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第32条第8項に定める取扱主任者の職務である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。「取扱主任者」は、製造側の保安係員とは異なり、特定高圧ガス消費者の保安管理を担う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：応用

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『特定高圧ガス消費者であっても取扱主任者制度は存在しない。』
B『事業所ごとに、所定の免状保有者・知識経験者・KHK講習修了者など法令所定の者から取扱主任者を選任し、届け出る。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「取扱主任者の選任対象を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「取扱主任者の選任対象を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第28条およびKHK手続案内に基づく。

イ：誤り。Aは採用できない。取扱主任者の選任制度がある。 Bは適切である。法第28条およびKHK手続案内に基づく。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。取扱主任者の選任制度がある。

エ：正しい。Bは適切である。法第28条およびKHK手続案内に基づく。 一方、Aは不適切である。取扱主任者の選任制度がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。特定高圧ガス消費者では、消費開始等の届出だけでなく、取扱主任者による保安管理体制も重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0081 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『保安主任者は保安係員を指揮し、保安係員は製造の技術的保安事項を管理し、取扱主任者は特定高圧ガス消費の保安業務を管理する。』
B『保安主任者は消費、保安係員は販売、取扱主任者は製造だけを担当する。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「保安主任者・保安係員・取扱主任者の役割を区別する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「保安主任者・保安係員・取扱主任者の役割を区別する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第32条がそれぞれの職務を区別して定めている。 一方、Bは不適切である。各職務の対応が誤っている。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第32条がそれぞれの職務を区別して定めている。

ウ：誤り。Bは採用できない。各職務の対応が誤っている。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第32条がそれぞれの職務を区別して定めている。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。各職務の対応が誤っている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。役職問題では、製造の統括・技術管理・現場管理・特定消費という担当範囲を対応させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082 1-3 保安体制・自主保安 > 保安主任者・保安係員・取扱主任者 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『従事者が指示に従う義務は販売業務にだけ適用され、製造には適用されない。』
B『従事者は、法令や危害予防規程の実施確保のために保安係員等が行う指示に従わなければならない。』
保安主任者・保安係員・取扱主任者について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「保安担当者の指示に従う義務を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「保安担当者の指示に従う義務を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第32条第10項は、所定の保安責任者等の指示に従う義務を定める。

イ：正しい。Bは適切である。法第32条第10項は、所定の保安責任者等の指示に従う義務を定める。 一方、Aは不適切である。製造従事者も対象となる。

ウ：誤り。Aは採用できない。製造従事者も対象となる。 Bは適切である。法第32条第10項は、所定の保安責任者等の指示に従う義務を定める。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。製造従事者も対象となる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安体制は役職者を選任するだけでなく、現場の従事者がその保安上の指示に従うことで機能する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0083 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：基礎

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『第一種製造者は、法令で定める事項を含む危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出る。』
B『危害予防規程は国が全事業所に同一文書を配布するため、事業者は定めない。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「危害予防規程の制定義務を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「危害予防規程の制定義務を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第26条第1項に基づく第一種製造者の義務である。

イ：誤り。Bは採用できない。第一種製造者が自らの保安体制等に応じて定める。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第26条第1項に基づく第一種製造者の義務である。

ウ：正しい。Aは適切である。法第26条第1項に基づく第一種製造者の義務である。 一方、Bは不適切である。第一種製造者が自らの保安体制等に応じて定める。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。第一種製造者が自らの保安体制等に応じて定める。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。危害予防規程は第一種製造者の自主保安体制の中核文書であり、制定・変更時の届出が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『従業員の私生活上の趣味だけ。』
B『保安管理体制、製造設備の巡視点検、危険状態時の措置・訓練、協力会社作業の管理など。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「危害予防規程の内容を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「危害予防規程の内容を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。法令が求める製造保安事項とは無関係である。 Bは適切である。各規則により、事業所の実効的な保安管理に必要な事項を規程する。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法令が求める製造保安事項とは無関係である。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。各規則により、事業所の実効的な保安管理に必要な事項を規程する。

エ：正しい。Bは適切である。各規則により、事業所の実効的な保安管理に必要な事項を規程する。 一方、Aは不適切である。法令が求める製造保安事項とは無関係である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。危害予防規程は形式的な文書ではなく、巡視点検・異常時措置・訓練・協力会社管理等の具体的な保安活動を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0085 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『第一種製造者およびその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。』
B『危害予防規程は保安検査機関だけが参照し、事業所内では使用しない。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「危害予防規程の遵守義務を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「危害予防規程の遵守義務を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法第26条第3項に基づく遵守義務である。 一方、Bは不適切である。事業所の保安運用に実際に用いる規程である。

イ：誤り。Bは採用できない。事業所の保安運用に実際に用いる規程である。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第26条第3項に基づく遵守義務である。

ウ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。事業所の保安運用に実際に用いる規程である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第26条第3項に基づく遵守義務である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。危害予防規程は「作って届ければ終わり」ではなく、事業者・従業者が実行することまで法が要求している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『第二種製造者だけが危害予防規程を届け出、第一種には不要である。』
B『第二種製造者には、第一種製造者と同じ危害予防規程の制定・届出は規定されていない。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「第二種製造者と危害予防規程の関係を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「第二種製造者と危害予防規程の関係を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aは採用できない。制度が逆である。 Bは適切である。KHKはその旨を明示している。

イ：正しい。Bは適切である。KHKはその旨を明示している。 一方、Aは不適切である。制度が逆である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。制度が逆である。

エ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。KHKはその旨を明示している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。危害予防規程の制度差を理解しても、第二種に保安義務がないと誤解してはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0087 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『従業者に対する保安教育計画を定め、その計画に従って保安教育を行う。』
B『保安教育は事故が起きた後だけ任意に行えばよい。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「第一種製造者の保安教育計画を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種製造者の保安教育計画を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。計画的な保安教育が法定されている。 Aは適切であるため修正対象ではない。法第27条は第一種製造者に保安教育計画の策定・実施を求める。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。計画的な保安教育が法定されている。

ウ：正しい。Aは適切である。法第27条は第一種製造者に保安教育計画の策定・実施を求める。 一方、Bは不適切である。計画的な保安教育が法定されている。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法第27条は第一種製造者に保安教育計画の策定・実施を求める。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。設備面だけでなく、人の教育を継続的に行うことが自主保安の重要な柱である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『全国の事業所に代わって日常の保安教育をすべて直接実施しなければならない。』
B『保安教育計画の策定や保安教育実施の基準となる事項を作成し、公表する。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「KHKの保安教育上の役割を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「KHKの保安教育上の役割を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。事業者側にも保安教育の義務があり、KHKが全教育を代行する制度ではない。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。法第27条はKHKに基準となる事項の作成・公表を求める。

ウ：誤り。Aは採用できない。事業者側にも保安教育の義務があり、KHKが全教育を代行する制度ではない。 Bは適切である。法第27条はKHKに基準となる事項の作成・公表を求める。

エ：正しい。Bは適切である。法第27条はKHKに基準となる事項の作成・公表を求める。 一方、Aは不適切である。事業者側にも保安教育の義務があり、KHKが全教育を代行する制度ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。KHKは自主保安を支える基準・指針等を整備するが、事業者自身の教育実施義務を置き換えるものではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0089 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『いずれも経済産業大臣の認定を受ける制度で、前者は完成検査、後者は保安検査を一定範囲で自ら実施できる。』
B『認定を行うのは各事業所の保安係員である。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「認定完成・保安検査実施者制度を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「認定完成・保安検査実施者制度を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。KHKの認定制度案内が示す基本的な区別である。 一方、Bは不適切である。認定権者は経済産業大臣である。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。認定権者は経済産業大臣である。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。KHKの認定制度案内が示す基本的な区別である。

エ：誤り。Bは採用できない。認定権者は経済産業大臣である。 Aは適切であるため修正対象ではない。KHKの認定制度案内が示す基本的な区別である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。令和8年度法令基準日では、完成・保安検査に係る認定制度と認定高度保安実施者制度を区別して理解する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『認定を受ければ高圧ガス保安法の全規定が適用除外となる。』
B『高度な保安を確保できる者として経済産業大臣の認定を受け、完成検査・保安検査の自主実施など一定の特例を受けられる。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「認定高度保安実施者制度の趣旨を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「認定高度保安実施者制度の趣旨を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。特例は限定的で、法令全体が適用除外になるわけではない。

イ：正しい。Bは適切である。令和5年12月21日施行の制度で、高度な保安能力を前提に法令上の特例が認められる。 一方、Aは不適切である。特例は限定的で、法令全体が適用除外になるわけではない。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。令和5年12月21日施行の制度で、高度な保安能力を前提に法令上の特例が認められる。

エ：誤り。Aは採用できない。特例は限定的で、法令全体が適用除外になるわけではない。 Bは適切である。令和5年12月21日施行の制度で、高度な保安能力を前提に法令上の特例が認められる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。認定制度は規制を無条件に免除する仕組みではなく、高度な自主保安能力を確認した上で一定の特例を認める仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0091 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『認定高度保安実施者のうち、さらに高度なリスク管理を実施している事業者として経済産業大臣に認定された者である。』
B『認定高度保安実施者より保安要件が低く、リスク管理を行わない者である。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「特定認定高度保安実施者との違いを理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「特定認定高度保安実施者との違いを理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。位置づけが逆である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。KHKは特定認定高度保安実施者を、より高度なリスク管理を行う者として説明している。

ウ：正しい。Aは適切である。KHKは特定認定高度保安実施者を、より高度なリスク管理を行う者として説明している。 一方、Bは不適切である。位置づけが逆である。

エ：誤り。Bは採用できない。位置づけが逆である。 Aは適切であるため修正対象ではない。KHKは特定認定高度保安実施者を、より高度なリスク管理を行う者として説明している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高度保安制度では、認定高度保安実施者と、さらに高度なリスク管理を行う特定認定高度保安実施者を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092 1-3 保安体制・自主保安 > 危害予防規程・保安教育・認定制度 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『危害予防規程は設備の完成検査そのもので、保安教育は製造許可そのものである。』
B『危害予防規程と保安教育は事業所の日常的な自主保安を支え、認定制度は高度な保安能力を確認した事業者に一定の検査等の特例を認める仕組みである。』
危害予防規程・保安教育・認定制度について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「危害予防規程・保安教育・認定制度の関係を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「危害予防規程・保安教育・認定制度の関係を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。それぞれ役割は異なるが、いずれも高圧ガス災害防止の保安体系を構成する。

イ：誤り。Aは採用できない。各制度の目的・手続を混同している。 Bは適切である。それぞれ役割は異なるが、いずれも高圧ガス災害防止の保安体系を構成する。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。各制度の目的・手続を混同している。

エ：正しい。Bは適切である。それぞれ役割は異なるが、いずれも高圧ガス災害防止の保安体系を構成する。 一方、Aは不適切である。各制度の目的・手続を混同している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。試験では各制度の目的を混同しないことが重要である。文書整備・人材教育・高度保安認定という機能の違いを整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0093 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『事業所の境界線を明示し、事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げる。』
B『境界線は口頭で周知すればよく、物理的な明示は求められない。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「事業所境界と警戒標の基本要求を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「事業所境界と警戒標の基本要求を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。境界の明示と外部から見やすい警戒標の掲示が求められる。 一方、Bは不適切である。法令上は事業所の境界線を明示することが求められる。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。境界の明示と外部から見やすい警戒標の掲示が求められる。

ウ：誤り。Bは採用できない。法令上は事業所の境界線を明示することが求められる。 Aは適切であるため修正対象ではない。境界の明示と外部から見やすい警戒標の掲示が求められる。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法令上は事業所の境界線を明示することが求められる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。定置式製造設備の技術上の基準では、事業所の境界線の明示と、外部から見やすい警戒標の掲示が基本的な配置・管理要件となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：基礎

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『第一種保安物件にも第二種設備距離を適用し、第二種保安物件には距離規制がない。』
B『貯蔵設備・処理設備の外面から、第一種保安物件には第一種設備距離以上、第二種保安物件には第二種設備距離以上を確保する。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「第一種・第二種設備距離の対応関係を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種・第二種設備距離の対応関係を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則は、貯蔵設備・処理設備の外面を基準に、保安物件の区分に応じた設備距離を求めている。

イ：正しい。Bは適切である。一般則は、貯蔵設備・処理設備の外面を基準に、保安物件の区分に応じた設備距離を求めている。 一方、Aは不適切である。第一種・第二種の各保安物件に対応する設備距離が定められている。

ウ：誤り。Aは採用できない。第一種・第二種の各保安物件に対応する設備距離が定められている。 Bは適切である。一般則は、貯蔵設備・処理設備の外面を基準に、保安物件の区分に応じた設備距離を求めている。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。第一種・第二種の各保安物件に対応する設備距離が定められている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。設備距離は、保安物件の区分と製造施設内の貯蔵設備・処理設備の配置を結び付ける重要な技術基準である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0095 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：基礎

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『移設後の処理設備の外面から第一種保安物件までの距離を確認し、必要な第一種設備距離を満たすか判定する。』
B『事業所の中心点から第一種保安物件までの距離だけを測る。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「設備距離の測定基準点を判断する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「設備距離の測定基準点を判断する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。設備距離は、対象設備の外面と保安物件との位置関係で確認する。

イ： 誤り。Bは採用できない。事業所の中心点は設備距離の基準点ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。設備距離は、対象設備の外面と保安物件との位置関係で確認する。

ウ： 正しい。Aは適切である。設備距離は、対象設備の外面と保安物件との位置関係で確認する。 一方、Bは不適切である。事業所の中心点は設備距離の基準点ではない。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。事業所の中心点は設備距離の基準点ではない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。配置変更では、移設後の設備位置を前提に設備距離を確認する。過去の適合結果をそのまま流用してはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『室内の床面積が広ければ、漏えいガス対策は不要である。』
B『ガスが漏えいした場合に室内へ滞留しないような構造とする。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「ガス滞留防止の配置・構造要件を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「ガス滞留防止の配置・構造要件を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aは採用できない。床面積だけで滞留防止措置を省略することはできない。 Bは適切である。漏えいガスの滞留を防ぐ構造は、爆発・窒息等の災害防止に直結する。

イ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。床面積だけで滞留防止措置を省略することはできない。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。漏えいガスの滞留を防ぐ構造は、爆発・窒息等の災害防止に直結する。

エ： 正しい。Bは適切である。漏えいガスの滞留を防ぐ構造は、爆発・窒息等の災害防止に直結する。 一方、Aは不適切である。床面積だけで滞留防止措置を省略することはできない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。可燃性ガスや特定不活性ガスの製造設備を設置する室では、漏えい時にガスが滞留しない構造が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0097 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『貯蔵能力1,000トン以上の可燃性ガス又は酸素の液化ガス貯槽、及び貯蔵能力5トン以上の毒性ガスの液化ガス貯槽。』
B『可燃性ガスは1トン以上、酸素は5トン以上、毒性ガスは1,000トン以上である。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「大規模液化ガス貯槽の流出防止要件を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「大規模液化ガス貯槽の流出防止要件を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。一般則は、一定規模以上の可燃性ガス・酸素・毒性ガスの液化ガス貯槽について、漏えい液の流出防止措置を求める。 一方、Bは不適切である。規模区分が逆転しており、一般則の基準と一致しない。

イ： 誤り。Bは採用できない。規模区分が逆転しており、一般則の基準と一致しない。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般則は、一定規模以上の可燃性ガス・酸素・毒性ガスの液化ガス貯槽について、漏えい液の流出防止措置を求める。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。規模区分が逆転しており、一般則の基準と一致しない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般則は、一定規模以上の可燃性ガス・酸素・毒性ガスの液化ガス貯槽について、漏えい液の流出防止措置を求める。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。大規模な液化ガス貯槽では、漏えい時に液状ガスが広範囲へ流出することを防ぐため、ガス種と貯蔵能力に応じた流出防止措置が要求される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『防液堤内は空間を有効利用するため、事務所や休憩所を優先して配置する。』
B『防液堤の内側及び外面から所定距離内には、原則として法令で認められた貯槽附属設備等以外を設けない。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「防液堤周辺の設備設置制限を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「防液堤周辺の設備設置制限を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。防液堤内外には設備設置制限があり、一般施設を自由に配置できない。Bは適切である。防液堤の機能を妨げたり災害を拡大したりする設備を周辺へ無制限に置くことは認められない。

イ： 正しい。Bは適切である。防液堤の機能を妨げたり災害を拡大したりする設備を周辺へ無制限に置くことは認められない。 一方、Aは不適切である。防液堤内外には設備設置制限があり、一般施設を自由に配置できない。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。防液堤内外には設備設置制限があり、一般施設を自由に配置できない。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。防液堤の機能を妨げたり災害を拡大したりする設備を周辺へ無制限に置くことは認められない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。一般則では、防液堤を設ける場合、その内側と周辺の一定範囲について設備・施設の設置を制限している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0099 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『一定規模以上の塔、貯槽、一定条件の地上配管並びにそれらの支持構造物・基礎は、経済産業大臣が定める耐震性能を有することが求められる。』
B『耐震設計の対象かどうかはガスの販売価格によって決まる。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「耐震設計構造物の考え方を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「耐震設計構造物の考え方を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Bは採用できない。販売価格は耐震設計対象の判定要素ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般則は、一定規模の塔・貯槽・配管等を耐震設計構造物として扱い、所定の耐震性能を要求する。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。販売価格は耐震設計対象の判定要素ではない。

ウ： 正しい。Aは適切である。一般則は、一定規模の塔・貯槽・配管等を耐震設計構造物として扱い、所定の耐震性能を要求する。 一方、Bは不適切である。販売価格は耐震設計対象の判定要素ではない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般則は、一定規模の塔・貯槽・配管等を耐震設計構造物として扱い、所定の耐震性能を要求する。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。耐震規定は設備本体だけでなく、支持構造物や基礎も含めて地震時の災害防止を図るものである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『塔は高さ100m以上のみ、貯槽は1,000トン以上のみが対象である。』
B『塔は所定の高さ条件、貯槽は貯蔵能力300m^3又は3トン以上という規模条件を満たすものが対象となる。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「塔・貯槽の耐震対象規模を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「塔・貯槽の耐震対象規模を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。一般則の耐震対象の規模条件とは一致しない。

イ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則は塔と貯槽について具体的な規模条件を設けている。

ウ： 誤り。Aは採用できない。一般則の耐震対象の規模条件とは一致しない。 Bは適切である。一般則は塔と貯槽について具体的な規模条件を設けている。

エ： 正しい。Bは適切である。一般則は塔と貯槽について具体的な規模条件を設けている。一方、Aは不適切である。一般則の耐震対象の規模条件とは一致しない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。耐震対象の判定では、設備の種類と規模を確認する。数値要件を取り違えると耐震設計の要否判断を誤る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0101 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『車両や荷役物など外部からの衝撃で損傷を受けるおそれのない場所に設置し、必要に応じて保護措置を講ずる。』
B『点検しやすければ、車両の通行経路上へ無防備に設置してよい。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「配管の外部衝撃防止を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「配管の外部衝撃防止を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。配管は外部衝撃による破損・漏えいを防止できる配置・保護が必要である。 一方、Bは不適切である。点検性だけで外部衝撃リスクを許容することはできない。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。点検性だけで外部衝撃リスクを許容することはできない。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。配管は外部衝撃による破損・漏えいを防止できる配置・保護が必要である。

エ：誤り。Bは採用できない。点検性だけで外部衝撃リスクを許容することはできない。 Aは適切であるため修正対象ではない。配管は外部衝撃による破損・漏えいを防止できる配置・保護が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス配管の配置では、衝突・落下物等による損傷を防ぐことが重要である。危険箇所では防護柵等を含めた対策を検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：応用

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『距離の代替として、社内規程に『注意する』と記載すれば足りる。』
B『所定の距離を確保するか、漏えいガスの流動防止措置又は漏えい時に連動して火気を消す措置など、規定に適合する対策を講ずる。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「火気施設との離隔・代替措置の考え方を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「火気施設との離隔・代替措置の考え方を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。法令が求める具体的な安全措置が必要である。

イ：正しい。Bは適切である。一般則は火気との離隔を基本としつつ、所定の安全性を確保する代替措置も規定している。 一方、Aは不適切である。法令が求める具体的な安全措置が必要である。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則は火気との離隔を基本としつつ、所定の安全性を確保する代替措置も規定している。

エ：誤り。Aは採用できない。法令が求める具体的な安全措置が必要である。 Bは適切である。一般則は火気との離隔を基本としつつ、所定の安全性を確保する代替措置も規定している。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。可燃性ガス等の設備配置では、漏えいガスが火気へ到達して着火することを防ぐことが核心である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0103 1-4 技術上の基準 > 保安距離・設備距離・配置・耐震 ｜ 難易度：応用

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『移設後の位置・構造を前提に、設備距離、防液堤周辺の配置制限、耐震性能など関係する技術基準をそれぞれ再確認する。』
B『保安物件との距離だけ確認し、耐震や防液堤周辺の配置は考慮しなくてよい。』
保安距離・設備距離・配置・耐震について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「配置変更時の複数基準の再評価を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「配置変更時の複数基準の再評価を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。関連する複数の基準を同時に満たす必要がある。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。設備配置変更では一つの基準だけでなく、関連する技術上の基準を横断的に確認する必要がある。

ウ：正しい。Aは適切である。設備配置変更では一つの基準だけでなく、関連する技術上の基準を横断的に確認する必要がある。 一方、Bは不適切である。関連する複数の基準を同時に満たす必要がある。

エ：誤り。Bは採用できない。関連する複数の基準を同時に満たす必要がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。設備配置変更では一つの基準だけでなく、関連する技術上の基準を横断的に確認する必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。配置・構造の変更は、設備距離、流出防止、耐震、火気・防爆等の複数要件に影響するため、変更後の条件で総合的に適合確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『圧力計があれば、許容圧力を超えても安全装置は不要である。』
B『所定の圧力計を設け、設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に許容圧力以下へ戻すことができる安全装置を設ける。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「圧力計・安全装置の役割を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「圧力計・安全装置の役割を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。圧力の把握と過圧防止は別々の機能であり、圧力計と安全装置の双方が重要である。

イ：誤り。Aは採用できない。圧力の表示だけでは過圧を解消できないため、安全装置が必要である。Bは適切である。圧力の把握と過圧防止は別々の機能であり、圧力計と安全装置の双方が重要である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。圧力の表示だけでは過圧を解消できないため、安全装置が必要である。

エ：正しい。Bは適切である。圧力の把握と過圧防止は別々の機能であり、圧力計と安全装置の双方が重要である。 一方、Aは不適切である。圧力の表示だけでは過圧を解消できないため、安全装置が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス設備では、圧力計で状態を把握し、異常な圧力上昇に対して安全装置で過圧を防止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0105 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『対象となる安全弁又は破裂板には放出管を設け、その開口部を放出ガスの性質に応じた適切な位置とする。』
B『放出ガスの性質にかかわらず、開口部は密閉室内へ設ける。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「安全弁・破裂板の放出管要件を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「安全弁・破裂板の放出管要件を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。安全装置が作動しても、放出ガスが人や火気等へ危険を及ぼさないよう放出先を設計する必要がある。 一方、Bは不適切である。ガスの性質に応じて安全な放出位置を選定する必要がある。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。安全装置が作動しても、放出ガスが人や火気等へ危険を及ぼさないよう放出先を設計する必要がある。

ウ：誤り。Bは採用できない。ガスの性質に応じて安全な放出位置を選定する必要がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。安全装置が作動しても、放出ガスが人や火気等へ危険を及ぼさないよう放出先を設計する必要がある。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。ガスの性質に応じて安全な放出位置を選定する必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。安全弁・破裂板は過圧を逃がす装置であり、放出ガスによる二次災害を防ぐため放出管と開口位置の設計が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：基礎

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『防爆は建屋の外壁だけに必要で、電気設備には関係しない。』
B『対象となる可燃性ガス設備では、設置場所及びガスの種類に応じた防爆性能を有する電気設備を用いる。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「可燃性ガス設備の防爆要件を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「可燃性ガス設備の防爆要件を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。可燃性ガスと電気火花・高温部の組合せによる着火を防ぐため、防爆性能が要求される。

イ：正しい。Bは適切である。可燃性ガスと電気火花・高温部の組合せによる着火を防ぐため、防爆性能が要求される。 一方、Aは不適切である。可燃性ガスを扱う区域の電気設備自体に防爆性能が求められる。

ウ：誤り。Aは採用できない。可燃性ガスを扱う区域の電気設備自体に防爆性能が求められる。 Bは適切である。可燃性ガスと電気火花・高温部の組合せによる着火を防ぐため、防爆性能が要求される。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。可燃性ガスを扱う区域の電気設備自体に防爆性能が求められる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。防爆電気設備は、可燃性雰囲気で着火源となることを防止するための重要な設備基準である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0107 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずる。』
B『静電気は高圧ガス設備では発生しないため、対策は不要である。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「静電気除去措置の対象を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「静電気除去措置の対象を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。静電気放電は着火源となり得るため、対象設備には静電気除去措置が必要である。

イ：誤り。Bは採用できない。流動・摩擦等により静電気が発生し得るため対策が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。静電気放電は着火源となり得るため、対象設備には静電気除去措置が必要である。

ウ：正しい。Aは適切である。静電気放電は着火源となり得るため、対象設備には静電気除去措置が必要である。 一方、Bは不適切である。流動・摩擦等により静電気が発生し得るため対策が必要である。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。流動・摩擦等により静電気が発生し得るため対策が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。可燃性ガス等の設備では、接地等により静電気を除去し、放電による着火を防止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『漏えいしたガスをすべて貯槽へ自動回収することだけが法令上の目的である。』
B『漏えいを早期に検知して警報し、避難・遮断・除害など必要な保安措置を迅速に開始できるようにする。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「ガス漏えい検知・警報の役割を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「ガス漏えい検知・警報の役割を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。設備の目的は早期検知・警報等であり、必ず全量回収する装置とは限らない。 Bは適切である。検知警報設備は漏えいの早期認知と初動対応を支える。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。設備の目的は早期検知・警報等であり、必ず全量回収する装置とは限らない。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。検知警報設備は漏えいの早期認知と初動対応を支える。

エ：正しい。Bは適切である。検知警報設備は漏えいの早期認知と初動対応を支える。 一方、Aは不適切である。設備の目的は早期検知・警報等であり、必ず全量回収する装置とは限らない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。漏えい検知・警報は、異常を早期に把握して災害の発生・拡大を防ぐための基本的な保安装置である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0109 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『液状の高圧ガスが漏えいしたときに、周囲への流出・拡散を抑える。』
B『貯槽のガスを常時大気へ放出する。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「防液堤の目的を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「防液堤の目的を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。防液堤は漏えい液の拡大範囲を制限し、災害拡大を防ぐための流出防止設備である。 一方、Bは不適切である。防液堤はガス放出設備ではない。

イ： 誤り。Bは採用できない。防液堤はガス放出設備ではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。防液堤は漏えい液の拡大範囲を制限し、災害拡大を防ぐための流出防止設備である。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。防液堤はガス放出設備ではない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。防液堤は漏えい液の拡大範囲を制限し、災害拡大を防ぐための流出防止設備である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。防液堤は液化ガスの漏えい時に流出範囲を限定することで、火災・中毒・酸素濃度変化等の二次災害を抑制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『防液堤を設ければ、規制対象となるのは堤の内側だけで、外側の設備配置は問われない。』
B『防液堤の内側及びその外面から10m以内には、原則として認められた設備・施設以外を設けない。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「防液堤周辺の10m規制を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「防液堤周辺の10m規制を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。防液堤の外側にも所定範囲の設備配置制限がある。 Bは適切である。毒性ガスに係る特例を除く一般的な規定では、防液堤の内側と外面から10m以内について設備配置を制限する。

イ： 正しい。Bは適切である。毒性ガスに係る特例を除く一般的な規定では、防液堤の内側と外面から10m以内について設備配置を制限する。 一方、Aは不適切である。防液堤の外側にも所定範囲の設備配置制限がある。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。防液堤の外側にも所定範囲の設備配置制限がある。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。毒性ガスに係る特例を除く一般的な規定では、防液堤の内側と外面から10m以内について設備配置を制限する。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。防液堤周辺の設備設置制限は、漏えい液の滞留・火災・毒性影響等を考慮した配置規制である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0111 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『異常時にガスの流出経路を速やかに遮断し、漏えい量と災害の拡大を抑えるため。』
B『設備距離を自動的に0mにするため。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「緊急遮断措置の意義を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「緊急遮断措置の意義を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。緊急遮断を設けても他の技術基準が当然に消滅するわけではない。 Aは適切であるため修正対象ではない。緊急遮断は事故時に供給源・貯槽側を切り離して流出を抑えるための重要な安全機能である。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。緊急遮断を設けても他の技術基準が当然に消滅するわけではない。

ウ：正しい。Aは適切である。緊急遮断は事故時に供給源・貯槽側を切り離して流出を抑えるための重要な安全機能である。 一方、Bは不適切である。緊急遮断を設けても他の技術基準が当然に消滅するわけではない。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。緊急遮断は事故時に供給源・貯槽側を切り離して流出を抑えるための重要な安全機能である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。緊急遮断装置は、配管破断や異常漏えい時にガス供給を止め、事故規模を限定する防護層である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『安全弁があれば、腐食や損傷を放置してもよい。』
B『安全弁を設けても、設備自体に必要な強度や気密性の基準を満たす必要がある。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「安全装置と設備強度の関係を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「安全装置と設備強度の関係を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。安全弁は設備劣化を補償する装置ではない。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。安全弁は過圧防止の一つの防護層であり、設備強度・気密性の代替ではない。

ウ：誤り。Aは採用できない。安全弁は設備劣化を補償する装置ではない。 Bは適切である。安全弁は過圧防止の一つの防護層であり、設備強度・気密性の代替ではない。

エ：正しい。Bは適切である。安全弁は過圧防止の一つの防護層であり、設備強度・気密性の代替ではない。 一方、Aは不適切である。安全弁は設備劣化を補償する装置ではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス設備の安全は、設備強度・気密性・計測・過圧防止・遮断等を重層的に組み合わせて確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0113 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『異常検知後の停止・遮断が必要な設備では、保安装置を機能させることが前提であり、安易な無効化は災害拡大につながる。』
B『警報音が聞こえていれば、自動停止や遮断機能は常に不要である。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「異常検知と自動停止の連携を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「異常検知と自動停止の連携を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。検知・警報・停止・遮断は相互に連携して災害拡大を防ぐ。 一方、Bは不適切である。警報だけで必要な停止・遮断機能を代替できるとは限らない。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。警報だけで必要な停止・遮断機能を代替できるとは限らない。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。検知・警報・停止・遮断は相互に連携して災害拡大を防ぐ。

エ：誤り。Bは採用できない。警報だけで必要な停止・遮断機能を代替できるとは限らない。 Aは適切であるため修正対象ではない。検知・警報・停止・遮断は相互に連携して災害拡大を防ぐ。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。保安装置は異常時に確実に機能することが重要である。検知だけでなく、必要な停止・遮断・通報等の措置がつながって初めて防護機能が成立する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114 1-4 技術上の基準 > 安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆 ｜ 難易度：応用

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『ガス漏れが過去になければ、着火源対策は不要である。』
B『ガス種・設置場所に適した防爆電気設備、静電気除去措置、火気との離隔又は所定の代替措置を組み合わせて着火源を管理する。』
安全装置・緊急遮断・防液堤・防爆について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「防爆・静電気・火気管理を組み合わせて判断する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「防爆・静電気・火気管理を組み合わせて判断する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。事故履歴の有無にかかわらず技術基準を満たす必要がある。

イ：正しい。Bは適切である。可燃性ガス設備では、電気火花・静電気・裸火など複数の着火源を総合的に管理する必要がある。 一方、Aは不適切である。事故履歴の有無にかかわらず技術基準を満たす必要がある。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。可燃性ガス設備では、電気火花・静電気・裸火など複数の着火源を総合的に管理する必要がある。

エ：誤り。Aは採用できない。事故履歴の有無にかかわらず技術基準を満たす必要がある。 Bは適切である。可燃性ガス設備では、電気火花・静電気・裸火など複数の着火源を総合的に管理する必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。可燃性ガスの防爆安全は単一対策ではなく、漏えい防止・防爆電気・静電気除去・火気管理等を重ねて確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0115 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『製造施設の異常の有無を点検し、異常があるときは補修その他の危険防止措置を講じて製造する。』
B『点検は設備設置時に一度行えば、その後は不要である。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「製造時の点検と異常時措置を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「製造時の点検と異常時措置を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。運転管理では継続的な異常確認が必要である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。異常を認識したまま運転を継続せず、点検と是正を通じて安全を確保する。

ウ：正しい。Aは適切である。異常を認識したまま運転を継続せず、点検と是正を通じて安全を確保する。 一方、Bは不適切である。運転管理では継続的な異常確認が必要である。

エ：誤り。Bは採用できない。運転管理では継続的な異常確認が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。異常を認識したまま運転を継続せず、点検と是正を通じて安全を確保する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス製造では、設備の状態を把握し、異常を早期に是正することが基本的な運転管理となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『修理内容が軽微なら、作業計画も責任者も一切不要である。』
B『あらかじめ作業計画と作業責任者を定め、計画に従い責任者の監視下で行う等、異常時に直ちに連絡できる措置を講ずる。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「修理・清掃時の作業計画と責任者を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「修理・清掃時の作業計画と責任者を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。修理等は通常運転と異なる危険を伴うため、事前計画と責任体制が必要である。

イ：誤り。Aは採用できない。ガス設備の修理等では保安上支障のない管理が求められる。 Bは適切である。修理等は通常運転と異なる危険を伴うため、事前計画と責任体制が必要である。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。ガス設備の修理等では保安上支障のない管理が求められる。

エ：正しい。Bは適切である。修理等は通常運転と異なる危険を伴うため、事前計画と責任体制が必要である。 一方、Aは不適切である。ガス設備の修理等では保安上支障のない管理が求められる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。修理・清掃では、事前の作業計画、責任者、監視・連絡体制を整え、通常運転とは異なるリスクを管理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0117 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：基礎

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『開放部分へ他の部分からガスが漏えい・流入しないよう、遮断・隔離等の措置を講じてから作業する。』
B『開放部の近くに工具を置けば、ガス流入防止措置の代わりになる。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「設備開放時のガス流入防止を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「設備開放時のガス流入防止を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。開放作業では、他系統からの意図しないガス流入を防止することが不可欠である。 一方、Bは不適切である。工具配置はガス流入の遮断・隔離にならない。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。開放作業では、他系統からの意図しないガス流入を防止することが不可欠である。

ウ：誤り。Bは採用できない。工具配置はガス流入の遮断・隔離にならない。 Aは適切であるため修正対象ではない。開放作業では、他系統からの意図しないガス流入を防止することが不可欠である。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。工具配置はガス流入の遮断・隔離にならない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。設備開放時は、バルブ閉止、ブラインド等の適切な隔離を行い、作業部へガスが流入しない状態を確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『正常作動の確認は次回の定期自主検査まで延期してよい。』
B『設備が正常に作動することを確認した後に製造を再開する。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「修理終了後の運転再開条件を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「修理終了後の運転再開条件を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。修理後は組立不良・漏えい・誤作動がないことを確認してから運転へ戻す。

イ：正しい。Bは適切である。修理後は組立不良・漏えい・誤作動がないことを確認してから運転へ戻す。 一方、Aは不適切である。運転再開前に確認する必要がある。

ウ：誤り。Aは採用できない。運転再開前に確認する必要がある。 Bは適切である。修理後は組立不良・漏えい・誤作動がないことを確認してから運転へ戻す。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。運転再開前に確認する必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。修理後の再起動では、設備が正常に作動することを確認し、修理に伴う新たな危険がないことを確かめる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0119 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『バルブの材質・構造・状態を考慮し、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずる。』
B『開けばよいので、最大限の力を加えて回す。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「バルブ操作時の過大力防止を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「バルブ操作時の過大力防止を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。無理な操作は弁棒・弁体・配管等を損傷し、漏えいにつながる。

イ：誤り。Bは採用できない。過大な力による破損・漏えいを防ぐ必要がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。無理な操作は弁棒・弁体・配管等を損傷し、漏えいにつながる。

ウ：正しい。Aは適切である。無理な操作は弁棒・弁体・配管等を損傷し、漏えいにつながる。 一方、Bは不適切である。過大な力による破損・漏えいを防ぐ必要がある。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。過大な力による破損・漏えいを防ぐ必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。バルブ操作では、固着等の原因を確認し、無理な力による設備損傷を防ぐ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『容器の区分は色だけで判断し、置場では混在させる。』
B『充塡容器と残ガス容器を区分して容器置場に置く。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「容器置場で充塡容器と残ガス容器を区分する基準を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「容器置場で充塡容器と残ガス容器を区分する基準を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。置場での区分保管が求められる。 Bは適切である。容器の状態を区分して保管することで、誤使用や在庫管理上の混乱を防止する。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。置場での区分保管が求められる。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。容器の状態を区分して保管することで、誤使用や在庫管理上の混乱を防止する。

エ：正しい。Bは適切である。容器の状態を区分して保管することで、誤使用や在庫管理上の混乱を防止する。 一方、Aは不適切である。置場での区分保管が求められる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器置場では、充塡容器と残ガス容器を明確に区分し、取り違えや不適切な取扱いを防止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0121 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『ガスの種類・性質に応じてそれぞれ区分して置く。』
B『酸素と可燃性ガスは反応しやすいため、必ず同じ棚に密着して置く。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「ガス種別の容器区分保管を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「ガス種別の容器区分保管を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。異なる危険性のガスを無秩序に混在させないことが容器置場管理の基本である。 一方、Bは不適切である。酸化性と可燃性の危険を考慮し、区分管理が必要である。

イ：誤り。Bは採用できない。酸化性と可燃性の危険を考慮し、区分管理が必要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。異なる危険性のガスを無秩序に混在させないことが容器置場管理の基本である。

ウ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。酸化性と可燃性の危険を考慮し、区分管理が必要である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。異なる危険性のガスを無秩序に混在させないことが容器置場管理の基本である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器置場では、ガス種・危険性に応じた区分保管により、誤接続や火災・中毒等の複合災害を防ぐ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『容器置場の真横であっても、喫煙者が注意すれば火気を使用できる。』
B『原則として周囲2m以内で火気の使用を禁止し、引火性又は発火性の物を置かない。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「容器置場周辺の火気管理を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「容器置場周辺の火気管理を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aは採用できない。注意だけで法令上の火気制限を満たすことはできない。 Bは適切である。容器置場周辺の着火源・可燃物を排除して、漏えい時の火災等を防止する。

イ：正しい。Bは適切である。容器置場周辺の着火源・可燃物を排除して、漏えい時の火災等を防止する。 一方、Aは不適切である。注意だけで法令上の火気制限を満たすことはできない。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。注意だけで法令上の火気制限を満たすことはできない。

エ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。容器置場周辺の着火源・可燃物を排除して、漏えい時の火災等を防止する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器置場では漏えいガスへの着火防止が重要であり、火気や引火・発火性物質を周辺から遠ざける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0123 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『対象となる充塡容器等は、原則として温度40℃以下に保つ。』
B『温度管理は空容器だけに適用し、充塡容器には不要である。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「充塡容器等の温度管理を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「充塡容器等の温度管理を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。充塡容器等の温度管理が重要である。 Aは適切であるため修正対象ではない。容器温度の上昇は内部圧力の上昇につながるため、温度管理が必要である。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。充塡容器等の温度管理が重要である。

ウ：正しい。Aは適切である。容器温度の上昇は内部圧力の上昇につながるため、温度管理が必要である。 一方、Bは不適切である。充塡容器等の温度管理が重要である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。容器温度の上昇は内部圧力の上昇につながるため、温度管理が必要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス容器は温度上昇により内圧が増すため、直射日光や熱源を避け、法令上の温度基準を守る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：応用

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『毒性ガスでも、臭いが弱ければ除害措置は不要である。』
B『漏えいしたガスを安全かつ速やかに除害するための措置を講ずる。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「毒性ガス等の除害措置を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「毒性ガス等の除害措置を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。臭いの強弱ではなく法令上の対象ガス・危険性で判断する。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。毒性等の高いガスでは、漏えいを放置せず除害設備等により周囲への危害を抑える必要がある。

ウ：誤り。Aは採用できない。臭いの強弱ではなく法令上の対象ガス・危険性で判断する。 Bは適切である。毒性等の高いガスでは、漏えいを放置せず除害設備等により周囲への危害を抑える必要がある。

エ：正しい。Bは適切である。毒性等の高いガスでは、漏えいを放置せず除害設備等により周囲への危害を抑える必要がある。 一方、Aは不適切である。臭いの強弱ではなく法令上の対象ガス・危険性で判断する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。毒性・特殊高圧ガスでは、漏えい時の除害を安全かつ迅速に行える設備・措置が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0125 1-4 技術上の基準 > 運転・修理・充塡・容器置場・除害 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『異常設備は危険防止措置を講じ、修理は計画・責任体制の下で行い、容器は状態・ガス種に応じて区分保管する。』
B『生産停止を避けるため、三つの状態をすべて継続する。』
運転・修理・充塡・容器置場・除害について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「運転・修理・容器管理を総合判断する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「運転・修理・容器管理を総合判断する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。運転、修理、容器置場はそれぞれ独立した技術基準を満たす必要がある。 一方、Bは不適切である。生産都合より保安基準の遵守が優先される。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。生産都合より保安基準の遵守が優先される。

ウ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。運転、修理、容器置場はそれぞれ独立した技術基準を満たす必要がある。

エ： 誤り。Bは採用できない。生産都合より保安基準の遵守が優先される。 Aは適切であるため修正対象ではない。運転、修理、容器置場はそれぞれ独立した技術基準を満たす必要がある。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス施設の保安は、設備状態、作業管理、容器管理など複数の管理要素を同時に適正化して確保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『容器は製造者の自主確認だけで、法定検査は存在しない。』
B『高圧ガスを充塡するための移動可能な容器を製造又は輸入した者は、原則として容器検査を受ける。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「容器検査の対象と目的を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「容器検査の対象と目的を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。高圧ガス保安法に基づく容器検査制度がある。

イ： 正しい。Bは適切である。容器検査は、移動可能な高圧ガス容器が技術上の基準に適合することを確認する制度である。 一方、Aは不適切である。高圧ガス保安法に基づく容器検査制度がある。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。容器検査は、移動可能な高圧ガス容器が技術上の基準に適合することを確認する制度である。

エ： 誤り。Aは採用できない。高圧ガス保安法に基づく容器検査制度がある。 Bは適切である。容器検査は、移動可能な高圧ガス容器が技術上の基準に適合することを確認する制度である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。ボンベ等の移動可能な高圧ガス容器は、製造・輸入段階で法定検査を受け、所定の基準適合が確認される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0127 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『所定の刻印又は標章がされた容器でなければ原則として譲渡・引渡しを行えず、充填時にも刻印等・表示等の要件を確認する。』
B『刻印等は製造者の社内記録にだけ残せばよく、容器への表示は不要である。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「容器の譲渡・充填に必要な刻印等を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「容器の譲渡・充填に必要な刻印等を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法令上、容器への刻印等・表示が求められる。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。容器検査合格後の刻印等は、その容器が検査・識別要件を満たすことを示す重要な情報である。

ウ：正しい。Aは適切である。容器検査合格後の刻印等は、その容器が検査・識別要件を満たすことを示す重要な情報である。 一方、Bは不適切である。法令上、容器への刻印等・表示が求められる。

エ：誤り。Bは採用できない。法令上、容器への刻印等・表示が求められる。 Aは適切であるため修正対象ではない。容器検査合格後の刻印等は、その容器が検査・識別要件を満たすことを示す重要な情報である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。刻印等は容器の検査履歴や仕様確認に用いられ、不適切な容器への充填や流通を防止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：基礎

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『容器の薄肉部へ深く打刻し、強度低下の有無は考慮しない。』
B『容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭かつ消えないよう所定事項を刻印する。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「刻印の基本的な方式を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「刻印の基本的な方式を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。刻印は識別情報が長期間確認できるよう、見やすさと耐久性が求められる。

イ：誤り。Aは採用できない。刻印は容器の厚肉部等、規則に沿った方法で行う必要がある。 Bは適切である。刻印は識別情報が長期間確認できるよう、見やすさと耐久性が求められる。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。刻印は容器の厚肉部等、規則に沿った方法で行う必要がある。

エ：正しい。Bは適切である。刻印は識別情報が長期間確認できるよう、見やすさと耐久性が求められる。 一方、Aは不適切である。刻印は容器の厚肉部等、規則に沿った方法で行う必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器の刻印は、検査実施者等の所定情報を明瞭かつ恒久的に識別できるよう行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0129 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置等の対象附属品を製造又は輸入した者は、原則として附属品検査を受ける。』
B『附属品検査はデザインや色だけを審査する。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「附属品検査の対象を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「附属品検査の対象を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。附属品も容器の安全性に直結するため、法定検査の対象となるものがある。 一方、Bは不適切である。技術上の基準への適合性を確認する検査である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。附属品も容器の安全性に直結するため、法定検査の対象となるものがある。

ウ：誤り。Bは採用できない。技術上の基準への適合性を確認する検査である。 Aは適切であるため修正対象ではない。附属品も容器の安全性に直結するため、法定検査の対象となるものがある。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。技術上の基準への適合性を確認する検査である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。バルブ等の附属品の不具合は漏えい等につながるため、容器本体と同様に法定の検査・刻印制度が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『附属品の刻印は譲渡時だけ必要で、容器へ装着した後は不適合でもよい。』
B『検査に合格して刻印された対象附属品でなければ原則として譲渡・引渡しができず、充填する容器にも適合した刻印済み附属品が必要である。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「附属品の譲渡・充填要件を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「附属品の譲渡・充填要件を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。附属品の検査・刻印は、容器からの漏えい等を防ぐため流通・充填段階で確認される。

イ：正しい。Bは適切である。附属品の検査・刻印は、容器からの漏えい等を防ぐため流通・充填段階で確認される。 一方、Aは不適切である。充填時にも適合した附属品が装置されていることが重要である。

ウ：誤り。Aは採用できない。充填時にも適合した附属品が装置されていることが重要である。 Bは適切である。附属品の検査・刻印は、容器からの漏えい等を防ぐため流通・充填段階で確認される。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。充填時にも適合した附属品が装置されていることが重要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器と附属品は一体として安全を確保する。容器本体だけでなく、装着される附属品の検査・刻印も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0131 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：標準

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『一般継目なし容器の容器再検査期間は、原則として5年である。』
B『使用回数が少ない容器なら、所有者の判断だけで法定の容器再検査を省略できる。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「一般継目なし容器の再検査周期を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「一般継目なし容器の再検査周期を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。一般継目なし容器の再検査期間は原則5年である。

イ： 誤り。Bは採用できない。法定の再検査時期は容器の種類等に基づき定まり、使用頻度だけで任意に省略できない。 Aは適切であるため修正対象ではない。一般継目なし容器の再検査期間は原則5年である。

ウ： 正しい。Aは適切である。一般継目なし容器の再検査期間は原則5年である。 一方、Bは不適切である。法定の再検査時期は容器の種類等に基づき定まり、使用頻度だけで任意に省略できない。

エ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法定の再検査時期は容器の種類等に基づき定まり、使用頻度だけで任意に省略できない。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器の種類により再検査周期は異なるため、対象容器の種類を確認して正しい期間を適用する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：標準

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『製造後20年以上になった容器は、容器再検査の対象から外れる。』
B『経過年数20年未満は5年、20年以上は2年が原則である。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「溶接容器等の経過年数と再検査周期を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「溶接容器等の経過年数と再検査周期を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア： 誤り。Aは採用できない。20年以上でも容器再検査の対象であり、むしろ周期が短くなる。 Bは適切である。一般的な溶接容器等では、製造後20年未満は5年、20年以上は2年が原則である。

イ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。20年以上でも容器再検査の対象であり、むしろ周期が短くなる。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般的な溶接容器等では、製造後20年未満は5年、20年以上は2年が原則である。

エ： 正しい。Bは適切である。一般的な溶接容器等では、製造後20年未満は5年、20年以上は2年が原則である。 一方、Aは不適切である。20年以上でも容器再検査の対象であり、むしろ周期が短くなる。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器再検査周期は容器種類と経過年数により異なる。経年した溶接容器等ではより頻繁な確認が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0133 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『医療用酸素用一般複合容器を除く一般複合容器の容器再検査期間は、原則として3年である。』
B『外観に異常がなければ、所有者が法定の再検査時期を任意に延長できる。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「一般複合容器の再検査周期を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「一般複合容器の再検査周期を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。医療用酸素用一般複合容器を除く一般複合容器の原則再検査期間は3年である。 一方、Bは不適切である。外観だけを理由に法定周期を所有者判断で延長することはできない。

イ： 誤り。Bは採用できない。外観だけを理由に法定周期を所有者判断で延長することはできない。 Aは適切であるため修正対象ではない。医療用酸素用一般複合容器を除く一般複合容器の原則再検査期間は3年である。

ウ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。外観だけを理由に法定周期を所有者判断で延長することはできない。

エ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。医療用酸素用一般複合容器を除く一般複合容器の原則再検査期間は3年である。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。再検査周期は容器の構造ごとに異なるため、継目なし容器・溶接容器・複合容器等を区別して覚える必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：応用

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『再検査合格後は、初回検査を含むすべての表示を消去して無表示にする。』
B『検査実施者の名称の符号や容器再検査の年月など、規則で定める事項を所定の方式で表示する。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「再検査合格後の刻印情報を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「再検査合格後の刻印情報を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aは採用できない。再検査後も所定の刻印等を行う必要がある。 Bは適切である。再検査後の刻印等により、再検査の実施者・時期等を追跡できる。

イ： 正しい。Bは適切である。再検査後の刻印等により、再検査の実施者・時期等を追跡できる。 一方、Aは不適切である。再検査後も所定の刻印等を行う必要がある。

ウ： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。再検査後も所定の刻印等を行う必要がある。

エ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。再検査後の刻印等により、再検査の実施者・時期等を追跡できる。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。再検査合格後の刻印等は、次回の再検査時期判断や履歴確認に用いられる重要な管理情報である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0135 1-5 容器・流通・その他 > 容器・附属品・刻印・再検査 ｜ 難易度：応用

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『容器の所有者は所定の申請を行い、変更後も規格適合が確認された上で必要な刻印等を受ける。』
B『圧力を上げる変更だけは無条件で認められ、ガス種変更だけが禁止される。』
容器・附属品・刻印・再検査について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「容器に充填するガス種・圧力変更の手続を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「容器に充填するガス種・圧力変更の手続を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。ガス種・圧力の変更には所定の手続がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。容器はガス種・圧力に応じた仕様があるため、任意に用途変更してよいわけではない。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。ガス種・圧力の変更には所定の手続がある。

ウ：正しい。Aは適切である。容器はガス種・圧力に応じた仕様があるため、任意に用途変更してよいわけではない。 一方、Bは不適切である。ガス種・圧力の変更には所定の手続がある。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。容器はガス種・圧力に応じた仕様があるため、任意に用途変更してよいわけではない。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。容器に充填するガスの種類や圧力の変更は、容器強度・材料適合性等に影響するため、所定の申請・確認・刻印等を経て行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：基礎

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『全国で1か所だけ届け出れば、全販売所の届出を省略できる。』
B『販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「販売事業開始届の期限を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「販売事業開始届の期限を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。販売所ごとに届出するのが原則である。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。販売事業は販売所ごとの事前届出制であり、原則として開始20日前までの届出が必要である。

ウ：誤り。Aは採用できない。販売所ごとに届出するのが原則である。 Bは適切である。販売事業は販売所ごとの事前届出制であり、原則として開始20日前までの届出が必要である。

エ：正しい。Bは適切である。販売事業は販売所ごとの事前届出制であり、原則として開始20日前までの届出が必要である。 一方、Aは不適切である。販売所ごとに届出するのが原則である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス販売事業は、一定の例外を除き、販売所ごとに開始20日前までの届出が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0137 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：基礎

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出る。』
B『変更後10年間は届出不要である。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「販売ガス種類変更届を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「販売ガス種類変更届を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。販売するガス種の変更は、販売事業の保安管理に影響するため変更届の対象となる。 一方、Bは不適切である。種類変更時には遅滞なく届け出るのが原則である。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。種類変更時には遅滞なく届け出るのが原則である。

ウ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。販売するガス種の変更は、販売事業の保安管理に影響するため変更届の対象となる。

エ：誤り。Bは採用できない。種類変更時には遅滞なく届け出るのが原則である。 Aは適切であるため修正対象ではない。販売するガス種の変更は、販売事業の保安管理に影響するため変更届の対象となる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。販売業者は取扱ガス種の変更を行政へ届け出て、販売方法や主任者等の要件を適切に管理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『容器温度が高いほど安全弁が作動しやすく安全なので、加熱する。』
B『容器の温度を40℃以下に保つよう、遮光・積載方法等の必要な措置を講ずる。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「高圧ガス移動時の容器温度管理を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「高圧ガス移動時の容器温度管理を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。加熱は内圧上昇を招き危険である。

イ：正しい。Bは適切である。移動時も容器温度上昇による内圧増加を防ぐ必要がある。 一方、Aは不適切である。加熱は内圧上昇を招き危険である。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。移動時も容器温度上昇による内圧増加を防ぐ必要がある。

エ：誤り。Aは採用できない。加熱は内圧上昇を招き危険である。 Bは適切である。移動時も容器温度上昇による内圧増加を防ぐ必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガスの移動では、容器温度、転倒・転落、バルブ損傷、警戒標等の複数の技術基準を守る必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0139 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：標準

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『容器の転落・転倒を防止し、バルブが損傷しないよう確実に固定・保護する。』
B『バルブが荷物に当たっても、容器本体が傷つかなければよい。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「移動時の転倒・バルブ損傷防止を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「移動時の転倒・バルブ損傷防止を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。バルブ損傷も重大な漏えい要因である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。移動中の衝撃で容器やバルブが破損すると、大量漏えい・飛翔等の重大事故につながる。

ウ：正しい。Aは適切である。移動中の衝撃で容器やバルブが破損すると、大量漏えい・飛翔等の重大事故につながる。 一方、Bは不適切である。バルブ損傷も重大な漏えい要因である。

エ：誤り。Bは採用できない。バルブ損傷も重大な漏えい要因である。 Aは適切であるため修正対象ではない。移動中の衝撃で容器やバルブが破損すると、大量漏えい・飛翔等の重大事故につながる。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス容器の移動では、容器本体だけでなくバルブ等の附属品を含めて衝撃・転倒から保護する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『高圧ガスであることは外部へ一切知らせない方が安全である。』
B『法令上必要となる場合には車両へ警戒標を掲げ、災害発生防止に必要な注意事項を記載した書面等を携行する。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Aを採用し、Bは「移動時の警戒標・必要書面の趣旨を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. Bを採用し、Aは「移動時の警戒標・必要書面の趣旨を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。移動中の事故時に、運転者や消防等がガスの危険性と必要措置を把握できるようにする。

イ：誤り。Aは採用できない。必要な警戒標・情報携行は緊急対応に重要である。 Bは適切である。移動中の事故時に、運転者や消防等がガスの危険性と必要措置を把握できるようにする。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。必要な警戒標・情報携行は緊急対応に重要である。

エ：正しい。Bは適切である。移動中の事故時に、運転者や消防等がガスの危険性と必要措置を把握できるようにする。 一方、Aは不適切である。必要な警戒標・情報携行は緊急対応に重要である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガス移動では、事故発生時の迅速な判断のため、警戒標やイエローカード等の情報提供が重要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0141 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに都道府県知事へ届け出る。』
B『届出は事業所単位ではなく、従業員一人ごとに行う。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「特定高圧ガス消費開始届の期限を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Bを採用し、Aは「特定高圧ガス消費開始届の期限を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。特定高圧ガスの消費は、一定の危険性・規模を有するため事前届出制となっている。 一方、Bは不適切である。事業所ごとの届出である。

イ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。特定高圧ガスの消費は、一定の危険性・規模を有するため事前届出制となっている。

ウ：誤り。Bは採用できない。事業所ごとの届出である。 Aは適切であるため修正対象ではない。特定高圧ガスの消費は、一定の危険性・規模を有するため事前届出制となっている。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。事業所ごとの届出である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。特定高圧ガス消費者は、消費施設・方法等を記載した書面を添えて、開始20日前までに届け出る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『軽微な変更も含め、すべて経済産業大臣の個別許可が必要である。』
B『原則としてあらかじめ変更を届け出る。ただし、省令で定める軽微な変更の工事には例外がある。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「特定高圧ガス消費施設等の変更届を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「特定高圧ガス消費施設等の変更届を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。消費施設の変更は安全性に影響するため、原則事前届出とし、軽微変更に例外を設けている。

イ：正しい。Bは適切である。消費施設の変更は安全性に影響するため、原則事前届出とし、軽微変更に例外を設けている。 一方、Aは不適切である。制度は一律の大臣許可ではなく、届出と軽微変更例外で構成される。

ウ：誤り。Aは採用できない。制度は一律の大臣許可ではなく、届出と軽微変更例外で構成される。 Bは適切である。消費施設の変更は安全性に影響するため、原則事前届出とし、軽微変更に例外を設けている。

エ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。制度は一律の大臣許可ではなく、届出と軽微変更例外で構成される。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。変更内容が軽微変更に該当するかを確認し、必要な場合は変更前に所定の届出を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0143 1-5 容器・流通・その他 > 貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『事業所ごとに、法令で定める資格・知識経験等の要件を満たす者から取扱主任者を選任し、所定の届出を行う。』
B『取扱主任者は販売所だけに必要で、特定高圧ガス消費事業所には関係しない。』
貯蔵・販売・移動・特定高圧ガス消費について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

イ. Bを採用し、Aは「特定高圧ガス取扱主任者の役割を理解する」の観点から修正する。

ウ. Aを採用し、Bは「特定高圧ガス取扱主任者の役割を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。特定高圧ガスの消費では、取扱いに関する保安監督のため取扱主任者制度が設けられている。

イ：誤り。Bは採用できない。特定高圧ガス消費者にも取扱主任者の選任制度がある。 Aは適切であるため修正対象ではない。特定高圧ガスの消費では、取扱いに関する保安監督のため取扱主任者制度が設けられている。

ウ：正しい。Aは適切である。特定高圧ガスの消費では、取扱いに関する保安監督のため取扱主任者制度が設けられている。 一方、Bは不適切である。特定高圧ガス消費者にも取扱主任者の選任制度がある。

エ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。特定高圧ガス消費者にも取扱主任者の選任制度がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。取扱主任者は特定高圧ガスの消費に係る保安を支える人的体制であり、施設の技術基準と併せて遵守する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：基礎

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『容器は検査対象だが、内部の高圧ガスは一切検査対象にならない。』
B『輸入した高圧ガス及び容器について所定の輸入検査を受け、技術基準適合が確認された後でなければ移動してはならない。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「輸入検査前の移動制限を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「輸入検査前の移動制限を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aは採用できない。輸入した高圧ガス及び容器について技術基準適合を確認する。 Bは適切である。輸入品について国内の技術基準適合を確認する前の自由な流通を防ぐ制度である。

イ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。輸入した高圧ガス及び容器について技術基準適合を確認する。

ウ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。輸入品について国内の技術基準適合を確認する前の自由な流通を防ぐ制度である。

エ：正しい。Bは適切である。輸入品について国内の技術基準適合を確認する前の自由な流通を防ぐ制度である。 一方、Aは不適切である。輸入した高圧ガス及び容器について技術基準適合を確認する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。輸入高圧ガスは、国内へ陸揚げした後、法定の輸入検査手続を経て安全性を確認してから移動するのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0145 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：基礎

技術・法令レビューで、次の2つの説明A・Bが提示された。
A『所定の検査を受け、その旨を都道府県知事へ届け出ることで、都道府県知事が行う輸入検査を受けることが免除される場合がある。』
B『指定機関の検査結果は法制度上まったく利用できない。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「輸入検査の代替手続を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「輸入検査の代替手続を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ア**

ア：正しい。Aは適切である。法は一定の第三者検査と届出を組み合わせた代替手続を認めている。一方、Bは不適切である。法は所定の場合にその検査結果を利用する制度を設けている。

イ：誤り。Bは採用できない。法は所定の場合にその検査結果を利用する制度を設けている。 Aは適切であるため修正対象ではない。法は一定の第三者検査と届出を組み合わせた代替手続を認めている。

ウ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法は所定の場合にその検査結果を利用する制度を設けている。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。法は一定の第三者検査と届出を組み合わせた代替手続を認めている。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。輸入検査制度では、都道府県知事による検査のほか、法に定める第三者検査と届出による取扱いがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：標準

教育資料の改訂会議で、次の記述A・Bを採用するか検討している。
A『高圧ガスが残った容器は、そのまま一般ごみとして廃棄する。』
B『対象となる高圧ガスの廃棄は、容器とともに行わない。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「高圧ガス廃棄時の基本原則を理解する」の観点から修正する。

イ. Bを採用し、Aは「高圧ガス廃棄時の基本原則を理解する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：イ**

ア：誤り。Aは採用できない。高圧ガスの残存容器を一般ごみとして処分するのは危険であり、技術基準にも反する。 Bは適切である。高圧ガスを充塡したまま容器ごと廃棄すると、破裂・漏えい等の危険があるため、適切にガスを処理する必要がある。

イ：正しい。Bは適切である。高圧ガスを充塡したまま容器ごと廃棄すると、破裂・漏えい等の危険があるため、適切にガスを処理する必要がある。 一方、Aは不適切である。高圧ガスの残存容器を一般ごみとして処分するのは危険であり、技術基準にも反する。

ウ：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。高圧ガスの残存容器を一般ごみとして処分するのは危険であり、技術基準にも反する。

エ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。高圧ガスを充塡したまま容器ごと廃棄すると、破裂・漏えい等の危険があるため、適切にガスを処理する必要がある。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガスの廃棄では、ガスの性質に応じて安全に処理し、容器ごと無秩序に廃棄してはならない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0147 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：標準

現場の判断基準を点検したところ、次の2つの説明A・Bが候補になった。
A『火気や引火・発火性物質のある場所を避け、通風の良い場所で少量ずつ放出する。』
B『換気の悪い場所ほど外部へ出にくいので安全である。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Bを採用し、Aは「可燃性ガス等の大気放出時の基準を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. Aを採用し、Bは「可燃性ガス等の大気放出時の基準を理解する」の観点から修正する。

エ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

答え・解説 **正答：ウ**

ア：誤り。Bは採用できない。滞留しやすい場所は危険である。 Aは適切であるため修正対象ではない。着火・滞留による災害を防ぐため、場所と放出速度を管理する。

イ：誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。滞留しやすい場所は危険である。

ウ：正しい。Aは適切である。着火・滞留による災害を防ぐため、場所と放出速度を管理する。 一方、Bは不適切である。滞留しやすい場所は危険である。

エ：誤り。Aまで修正対象にする必要はない。着火・滞留による災害を防ぐため、場所と放出速度を管理する。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。高圧ガスの廃棄はガスの危険性に応じ、着火源を避け、滞留させず、周囲へ危害を与えない方法で行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：標準

設備・制度の内部監査で、担当者から次の説明A・Bが示された。
A『異常記録は記載の日から1日保存すればよい。』
B『異常があった年月日及び講じた措置を記載し、記載の日から10年間保存する。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

ウ. Aを採用し、Bは「第一種製造者の帳簿保存期間を理解する」の観点から修正する。

エ. Bを採用し、Aは「第一種製造者の帳簿保存期間を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：エ**

ア：誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。異常記録の保存期間は10年間である。

イ：誤り。Bまで修正対象にする必要はない。一般則は、異常記録を長期間保存して設備管理・再発防止に活用できるようにしている。

ウ：誤り。Aは採用できない。異常記録の保存期間は10年間である。 Bは適切である。一般則は、異常記録を長期間保存して設備管理・再発防止に活用できるようにしている。

エ：正しい。Bは適切である。一般則は、異常記録を長期間保存して設備管理・再発防止に活用できるようにしている。 一方、Aは不適切である。異常記録の保存期間は10年間である。

総合解説：この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。第一種製造者の帳簿では、充塡・授受等の記録と、製造施設の異常記録で保存期間が異なるため注意が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/

0149 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：応用

口頭確認で、受験者が次の2つの説明A・Bを述べた。
A『高圧ガスについて災害が発生した場合や、高圧ガス又は容器を盗まれ若しくは喪失した場合などには、遅滞なく都道府県知事又は警察官へ届け出る。』
B『事故届は死亡事故だけが対象で、漏えいや盗難は一切対象外である。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. Aを採用し、Bは「事故届の対象と届出先を理解する」の観点から修正する。

イ. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Bを採用し、Aは「事故届の対象と届出先を理解する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：ア**

ア： 正しい。Aは適切である。事故届は災害だけでなく、盗難・喪失等も対象となる。 一方、Bは不適切である。法第63条は災害、盗難・喪失等を届出対象としている。

イ： 誤り。Bまで採用すると誤った判断になる。法第63条は災害、盗難・喪失等を届出対象としている。

ウ： 誤り。Aまで修正対象にする必要はない。事故届は災害だけでなく、盗難・喪失等も対象となる。

エ： 誤り。Bは採用できない。法第63条は災害、盗難・喪失等を届出対象としている。 Aは適切であるため修正対象ではない。事故届は災害だけでなく、盗難・喪失等も対象となる。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。事故届は、行政・警察が災害拡大防止や原因把握を行うための制度であり、対象事象が生じたときは速やかに対応する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150 1-5 容器・流通・その他 > 輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出 ｜ 難易度：応用

手順書の品質確認で、次の記述A・Bの妥当性を確認することになった。
A『帳簿へ記録だけ残せば、事故届や残留ガス処理は不要である。』
B『事故届の要否を直ちに判断して必要な届出を行い、設備異常と措置を帳簿へ記録し、残留ガスはガスの性質に応じた廃棄基準に従って安全に処理する。』
輸入・廃棄・帳簿・事故等の届出について、A・Bの扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. A・Bとも採用し、この2点をそのまま判断基準とする。

イ. Bを採用し、Aは「廃棄・帳簿・事故届を総合判断する」の観点から修正する。

ウ. A・Bとも修正し、どちらも判断基準には用いない。

エ. Aを採用し、Bは「廃棄・帳簿・事故届を総合判断する」の観点から修正する。

答え・解説 **正答：イ**

ア： 誤り。Aまで採用すると誤った判断になる。帳簿記録は他の法定措置の代替ではない。

イ： 正しい。Bは適切である。事故後は、届出、記録、設備措置、ガス処理をそれぞれ法令に沿って行う必要がある。 一方、Aは不適切である。帳簿記録は他の法定措置の代替ではない。

ウ： 誤り。Bまで修正対象にする必要はない。事故後は、届出、記録、設備措置、ガス処理をそれぞれ法令に沿って行う必要がある。

エ： 誤り。Aは採用できない。帳簿記録は他の法定措置の代替ではない。 Bは適切である。事故後は、届出、記録、設備措置、ガス処理をそれぞれ法令に沿って行う必要がある。

総合解説： この問題は、同じ出題論点をA・B二記述の比較判断へ変換したPDF専用問題である。AとBを個別に検証し、正しい説明だけを採用する。事故時は一つの手続だけで終わらず、緊急措置、事故届、異常記録、残留ガスの安全な廃棄など複数の義務・基準を整理して対応する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

© 2026 資格ブートキャンプ｜個人学習用。法令上認められる場合を除き、無断転載・再配布・販売・第三者への配布・教材等への無断利用を禁止します。利用規約：https://shikaku-bootcamp.com/terms/